

とよころ

TOYOKORO PUBLIC RELATIONS



祝卒業

April.2014
H26.4
豊頃町広報紙

クローズアップ 卒業おめでとう
広報とよころ

発行 豊頃町
〒089 - 5392
中川郡豊頃町茂岩本町 125 番地
☎ 015(574) 2216
発行日 2014 年 4 月 1 日
編集 豊頃町企画課広報情報係

今月の表紙



今月の表紙は、3月24日に行われた豊頃小学校の卒業式の様子です。後輩たちの暖かい拍手に見送られ、大きな希望を胸に、母校を巣立って行きました。

役場などの連絡先

- ◆役場
☎(574) 2211(代表)・FAX(574) 3750(総務課)
- ◆各課等(ダイヤルイン)
総務課☎(574) 2211
出納室☎(574) 2212
住民課☎(574) 2213
福祉課☎(574) 2214
施設課☎(574) 2215
企画課☎(574) 2216
産業課☎(574) 2217
農業委員会☎(574) 2218
議会事務局☎(574) 2222
教育委員会(教育課)☎(579) 5801
(図書館)☎(579) 5802
- ◆支所・出先機関・町内関係機関
大津支所☎(575) 2021
こどもプラザとよころ☎(574) 3931
給食センター☎(574) 4600
社会福祉協議会☎(574) 3143
- ◆地域情報通信基盤施設の故障受付窓口
NTT 東日本データセンター ☎ 0120(860) 023
[24 時間 365 日受付]

ホームページ

豊頃町
<http://www.toyokoro.jp/>
豊頃町社会福祉協議会
<http://www.h3.dion.ne.jp/~toyo-sha/>

豊頃町の人口と世帯

2月28日現在(前月比)
住民基本台帳に基づく
人口 3,410 人(ー4)
男 1,631 人(ー4)
女 1,783 人(0)
世帯 1,506 世帯(0)

町内の交通事故

平成 26 年 1 月 1 日
～ 3 月 10 日(前年比)
交通事故死ゼロ 55 日
発生 2 件(+1)
死者 1 人(ー1)
傷者 1 人(+1)

目次

CONTENTS

02 クローズアップ

卒業おめでとう

広報とよころ

- 04 特集 平成 26 年度豊頃づくり
- 10 Info-TOPICS ①「産業振興事業を支援します」
- 12 Info-TOPICS ②「豊頃町民間賃貸住宅家賃助成金」
- 13 Info-TOPICS ③「豊頃町危険廃屋解体撤去事業補助金」
- 14 Info-TOPICS ④「豊頃町定住促進等住宅取得補助事業のご案内」
- 15 Info-TOPICS ⑤「平成 26 年度町外通勤者助成金のご案内」
- Info-TOPICS ⑥「平成 26 年度豊頃町住宅用太陽光発電システム導入補助金のご案内」
- 16 Info-TOPICS ⑦「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」に関するお知らせ
- 17 Info-TOPICS ⑧「介護サービス利用の手続き」
- 18 Info-TOPICS ⑨「平成 26 年 4 月からの水道料金・下水道使用料の改定のお知らせ」
- 19 Info-TOPICS ⑩「児童扶養手当・特別児童扶養手当のお知らせ」
- 20 Info-TOPICS ⑪「平成 26 年度介護保険料額と納付方法のお知らせ」
- 21 Info-TOPICS ⑫「支援内容のお知らせ 豊頃町子育て支援センター」
- 22 Info-TOPICS ⑬⑭「国民年金からのお知らせ」
- Info-TOPICS ⑮「車検期間延長のためにご協力ください」
- 24 はるにれは見ていた「文化賞・スポーツ賞」 ほか
- 26 報徳のおしえに学ぶ「シリーズ 報徳のおしえを暮らしに」
SisterCity Summerland Review
- 27 駐在だより「新入学(園)児童の交通事故防止」ほか
豊頃医院だより「脳の委縮と脳機能」
- 28 みんなの図書館「郷土文芸誌「河口」第 27 号が完成しました」 ほか
- 30 町民文芸 - 人事異動

役場だより

- 31 INFORMATION ◎目次あり
主な施設の行事予定 ほか

裏 とよころカレンダー

告知 「茂岩山自然公園各施設がオープン！」



3月6日地域貢献活動の一環として(株)中山組(中山茂社長)と新妻組(新妻崇社長)による大津市街の排雪ボランティアが行われ、大津コミュニティセンター駐車場や大津市街町道などの雪がきれいに取り除かれました。3月17日、地域貢献活動に対し、町から感謝状が贈られました。



先人の堅忍不拔の開拓精神をもって拓かれた本町は、十勝発祥の地として130有余年の歴史を歩む中であって、本年度は、昭和40年の町制施行以来、50周年を迎える記念すべき節目の年度となります。改めて、諸先輩各位の惜しみない愛郷心と弛まぬご努力に、深く敬意を表し、心から感謝を申し上げます。

これからまちづくりにおいても、基本理念であります「報徳のおしえ」を礎に、町民の皆様とともに「温もりと魅力あふれる『ふるさと豊頃町』」の実現と限らない発展を目指し、まちづくりの基本指針であります「第4次豊頃町まちづくり総合計画」の実現に積極的に取り組み、活力に満ち、安心して暮らせるまちづくりを力強く推し進めてまいります。

第1回豊頃町議会が3月5日から開催され、平成26年度予算が可決されました。
本特集では本年度の町政や予算の概要についてお知らせします。

平成26年度当初予算の主な事業

(単位・千円)

■総務関連	
防災行政無線用操作卓設備工事	9,450
消防大型水槽車整備事業	44,512
■企画関連	
(仮称) 多目的福祉施設整備事業	57,000
庁内 LAN システム端末機更新事業	9,175
各種交流事業	6,955
協働のまちづくり地域提案支援事業	3,000
産業振興事業	5,000
住宅用太陽光発電システム導入補助	600
町外通勤者助成事業	1,500
定住促進等住宅取得補助金	6,400
民間賃貸住宅家賃助成事業	984
危険廃屋解体撤去費補助	2,500
■保健衛生関連	
墓地内通路舗装工事	1,700
墓地駐車場舗装補修工事	3,000
超音波診断装置購入	8,640
茂岩簡易水道基幹施設改良事業	120,660
長節浄水場 P A C 注入ポンプ更新工事	4,115
■福祉関連	
福祉灯油支給事業	2,040
福祉タクシー乗車券交付事業	3,460
いきがい対策事業	2,400
在宅福祉サービス事業	5,528
介護保険指定居宅サービス事業者補助	24,042
十勝地区障がい者スポーツ大会補助	500
コミュニティバス運行業務委託事業	4,974
入学祝金支給事業	900
乳幼児等医療費助成事業	5,800
大津保育所外構工事	2,700
こどもプラザとよころ屋根改修事業	11,891
■農林水産関連	
緊急農地基盤整備事業	14,875
鳥獣被害対策緊急支援事業	5,029
中山間地域対策事業	14,766
農道・明渠維持補修	12,400
道営負担事業	46,766
農業基盤整備促進事業豊頃地区	19,400
畜産担い手育成総合整備事業豊頃地区	72,091
町有林造林事業	19,530
未来につなぐ森づくり推進事業	13,520
林業専用道開設事業	63,807
大津漁港マリナビジョン公園整備事業	4,000
堆肥利用高度化緊急支援対策事業補助	4,000
家畜飼養用水緊急支援対策事業補助	4,200
酪農畜産生産基盤強化事業補助	4,200
種苗中間育成事業補助	570
さけ増殖事業補助	650
新規魚種開発事業補助	1,500
大津港大漁まつり補助	100
■商工関連	
商工会前駐車場舗装整備工事	3,400
消費者購買増進事業補助	800
プレミアム付特別商品券発行事業補助	16,940
観光協会補助	1,200
とよころ産業まつり補助	3,400
とよころ夏まつり補助	600
こふく観光プロジェクト実施事業補助	2,600
■土木関連	
雪寒機械等整備事業	19,829
町道舗装等改修工事	39,500
社会資本整備総合交付金事業 (道路)	316,530
地方道路整備事業	21,508
社会資本整備総合交付金事業 (住宅)	11,680
茂岩山自然公園施設改修関連	13,505
大津児童公園改修工事	2,200
民間住宅耐震改修促進事業補助	400
街路灯点検調査事業	2,020
■教育関連	
豊頃小学校駐車場舗装改修工事	12,100
小学校関連施設改修等	4,783
中学校関連施設改修等	4,902
える夢館外壁等塗装改修工事	22,195
える夢館郷土情報室映像機器等改修	2,030
総合体育館施設改修事業	4,615
高等学校等就学助成	6,000
修学旅行費交付金	770
姉妹都市交流事業	1,020
全国報徳サミット準備経費補助	1,865
ふるさと給食事業	500

快適で魅力あるまちづくり

住宅環境の整備

社会資本整備総合交付金事業により町営住宅2棟4戸を平成25年度繰越明許費で建設するとともに、公営住宅等長寿命計画に基づき、住宅の適切な改修や維持管理に努めていきます。

道路網の整備

主要な幹線道路および地域の基幹的道路については、年度別事業計画により改良舗装を進めてきたところですが、社会資本整備総合交付金事業により平成25年度の繰越明許費で橋梁長寿命化計画に基づく橋梁補修工事を実施するほか、町道の改良舗装工事、歩道設置工事などを継続するとともに、新たに統内16

線の改良工事を実施していきます。また、住民の生活や産業活動に支障を及ぼさないよう、舗装路面の補修、冬季間の除排雪など、引き続き適切な維持管理に努めていきます。

簡易水道事業

各ポンプ場施設などの電気装・機械設備等の更新を実施し、良質な水道水の安定供給に努めていきます。

防災対策

また、公共下水道については、管渠改修工事を継続して実施し、適切な維持管理に努めるとともに、下水道区域以外を対象とする合併処理浄化槽設置についても継続して助成していきます。

防災情報通信整備事業を活用し、全国瞬時警報システムの自動起動装置を平成25年度繰越明

高齢者福祉対策

社会福祉法人や民間事業者により進められていますが、包括的な高齢者対策が必要であると考えており、福祉ゾーン整備構想を設定し、構想の具体的な計画について、関係団体と検討協議を進めているところです。

本年度は、計画を取りまとめ、できるものから実施していきたくと考えています。

なお、町の福祉施策の一端を担っている、町社会福祉協議会の事務所を含め、平成23年度に取得した旧茂岩河川事務所の改修を行い、環境整備を進めていきます。

会計別当初予算概要

(単位・千円、%)

会 計 名		26年度予算	25年度予算	増減率
一 般 会 計		4,126,155	3,758,928	9.8
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	601,909	599,640	0.4
	介護保険特別会計	380,283	380,304	0.0
	後期高齢者医療特別会計	62,844	50,668	24.0
	医療施設特別会計	149,713	144,047	3.9
	簡易水道特別会計	278,356	279,035	△0.2
	公共下水道特別会計	207,427	215,478	△3.7
小 計		1,680,532	1,669,172	0.7
合 計		5,806,687	5,428,100	7.0

※ 25 年度予算は骨格編成

予算全体の概要

平成26年度一般会計当初予算は、41億2,615万5千円で骨格予算であった前年度との対比で9.8%の増、前年度6月の本予算との対比では4.3%の減、6特別会計を合わせた全会計総額では、58億668万7千円で対前年比7.0%の増、本予算対比3.2%の減となりました。

一般会計の歳入について、普通交付税は1億7,388万6千円増(対前年度比8.7%の増)の21億7,167万円、臨時財政対策債は3,000万円減(対前年比20.0%減)の1億2,000万円を見込みました。また、行政情報化推進基金から1,800万円、地域福祉基金から5,000万円の繰入を計上しました。

特別会計については、6特別会計の総額は対前年度比0.7%増(本予算比0.2%減)の16億8,053万2千円となりました。後期高齢者医療特別会計では保険負担額の増額等により対前年度比24.0%の伸びとなっていますが、他の5特別会計でほぼ前年と同水準となっています。

移住・定住促進対策

昨年度、定住促進賃貸住宅建設助成を行い、町内勤労者の定住促進に努めています。今後も積極的に定住対策を講じるとともに、一定要件のもと民間賃貸住宅に入居する方に対し新たに家賃助成を行うほか、定住促進等住宅取得助成についても継続して実施し、移住・定住の促進を図っていきます。

公共交通の充実

町民の足として5年目を迎えたコミュニティバスの運行は、利用者数も順調に推移しており、高齢者を含めた交通弱者の方々が利用しやすい運行となるよう、今後も利用者に柔軟に対応しながら、運行時間など利便性の向上を図っていきます。また、町有バスについても、コミュニティバス同様に利用者の意見を反映させながら、スクールバスとの連動など、効率的で安定した運行体制を維持していきます。

廃棄物の処理と環境保全対策

本町の一般廃棄物処理については、その基本計画に基づき十勝環境複合事務組合に加盟し、

中間処理および最終処分を計画的に行っているところです。

ごみの総排出量は、横ばいでも推移していますが、リサイクルごみが年々減少し、可燃・不燃ごみが増加傾向にあり、今後も減量化、再資源化の意識定着を図るため、ごみ分別辞典の改訂版を全戸に配付するとともに、広報紙等を活用し、ごみの減量化に向けた啓蒙を図っていきます。また、PCB廃棄物であります照明器具の安定器を処理する施設が、昨年から室蘭市内で稼働したことから、保管していたPCB廃棄物の処理を実施するとともに、閉鎖した旧清掃センター焼却施設および旧安骨最終処分場の安全管理に努めていきます。

葬斎場の整備

築後35年が経過し老朽化が進んでいることから、今後、改築を含め検討し、豊頃町まちづくり総合計画の後期計画に反映していきます。

また、茂岩高台墓地の整備は、これまで計画的に歩道通路の簡易舗装を進めてきましたが、本年度も、未舗装部分の歩道通路の舗装をおこなうとともに駐車場の舗装補修を実施します。

豊かな資源を生かしたまちづくり

農業振興

畑作においては、本町の地理的条件から湿害に強い土地基盤の整備が重要です。

このため、平成25年度繰越明許費を含め、計画的に継続実施する土地改良事業のほか、新たに農地基盤整備促進事業を導入するとともに、農業協同組合と連携する緊急農地基盤整備事業など、明暗渠排水施設等基盤整備を推進していきます。

また、畜産については、畜産担い手育成総合整備事業を継続実施するとともに、資材高騰対策として家畜飼養用水緊急支援対策事業や良質な自給飼料の確保を図るため、酪農畜産生産基盤強化事業に取り組むなど、畜産経営の維持安定に努めていきます。

林業の振興

本町の農業、漁業にとつて重要な役割を担っています。このような多面的機能を有する森林には永続性が求められており、未来にたぐ森づくり推進事業や町産業振興事業助成により、

積極的に民有林の造林を奨励していきます。

また、町有林においても、造林や保育事業などを計画的に実施するとともに、これらの事業展開の効率化・低コスト化を図るため、林業専用道開設事業を推進していきます。

さらに、エゾシカなどによる農林業被害対策として、本年度も豊頃猟友会の協力により、有害鳥獣駆除およびエゾシカの一斉駆除を実施するなど、被害の拡大防止に努めていきます。



もに、新たな上架施設の整備も進められる計画です。

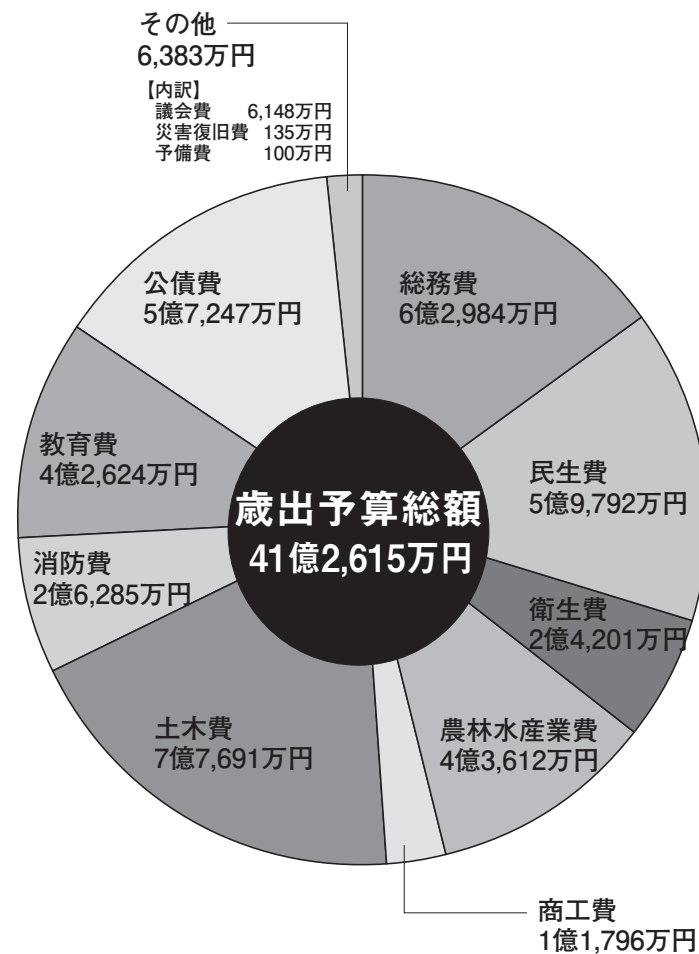
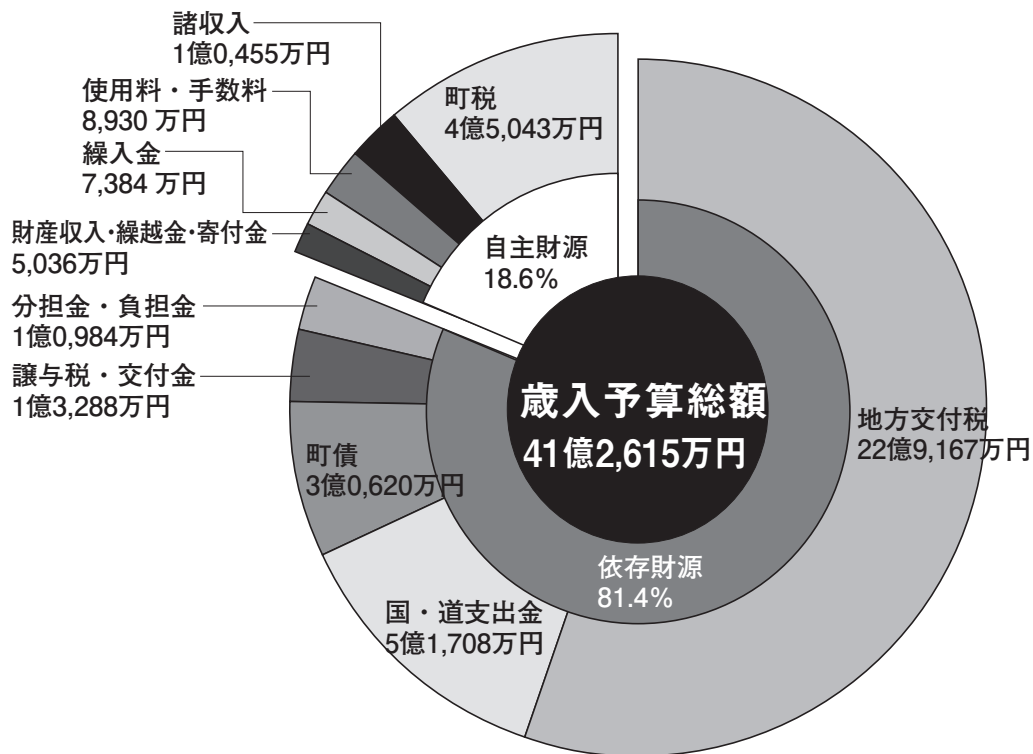
防災・減災の観点からも、早期の整備完了に向け、要請していきます。

また、大津漁業協同組合が設立65周年を迎えるのを機に、組合員有志による記念碑の建立計画が進められており、これらに併せて、漁港内環境施設用地に遊歩道やあずまやを配置した大津漁港マリンビジョン公園を整備します。

ここ数年、不漁が続いていた主要漁業である秋サケ定置漁は、昨年、漁獲が回復傾向に転じました。本年度においても資源増大に向けたサケ増殖事業に対し積極的な支援を行い、更なる豊漁を期待するところであります。

また、近年、資源が漸増しているマツカワの種苗中間育成事業や漁協青年部が取り組んでいる新規魚種開発事業に助成するとともに、北海道が進める広域漁場整備事業による、大型魚礁整備やシシャモ、毛ガニの資源管理型漁業の継続など、沿岸漁業資源の維持増大を図り、永続的な水産業の振興に努めていきます。

一般会計当初予算概要



歳出前年度比較(万円)

款	前年比
議会費	162
総務費	2,446
民生費	660
衛生費	1,653
農林水産業費	10,764
商工費	△759
土木費	13,769
消防費	3,751
教育費	5,731
災害復旧費	0
公債費	△1,454
予備費	0
計	△36,723

用語の解説

- ◆地方交付税
町が標準的な行政を運営するのに必要な財源を国が保障するため、一定の基準で交付
- ◆国・道支出金
国や道の基準に従って行った事業に対して受ける国や道からの補助金
- ◆町債
町が大きな建設事業などを行う際に、長期間にわたって利用することができ、多額の費用が必要な時に借り入れる長期的な借金
- ◆繰入金
基金や積立金を取り崩して財源に充てるお金
- ◆諸収入
預金利子や国、道の受託事業収入、給食費等
- ◆公債費
借入金の元金、利子の支払いに要する経費
- ◆総務費
全般的な管理事務、税務、戸籍、財産の維持管理等の経費
- ◆民生費
高齢者や障害者に対する社会福祉、保育所の運営管理などの児童福祉等、安定した社会生活に必要な経費
- ◆衛生費
ごみ、し尿処理、保健指導等、健康で衛生的な生活環境を保持するための経費
- ◆農林水産業費
農業、林業、水産業振興のための経費
- ◆商工費
商工業・観光振興のための経費
- ◆土木費
道路、住宅、各施設の新設および維持に要する経費
- ◆消防費
東十勝消防事務組合負担金や災害対策のための経費
- ◆教育費
小・中学校、給食センター、総合体育館、える夢館の管理運営等、教育・文化に係る経費

商工業の振興

中小企業融資制度の実質無利子化の継続と併せ融資制度の拡充とともに、地元購買力の促進を図るため、引き続きプレミアム付き商品券発行事業を実施します。

また、本町の人口減少に伴う購買力の低下に加え、老朽化の進んでいる店舗もありますので、本年度、町産業振興事業の拡充により、店舗の改修費用の助成制度を創設するなど、商工業の活性化を図っていきます。

さらに、茂岩入り口のチャレンジショップ（ソフトクリーム等販売施設）を平成25年度繰越明許費により整備し、物産販売と合わせた購買人口の拡大に努めていきます。

観光の振興

平成25年度繰越明許費により、長節湖キャンプ場管理施設を建設するとともに、茂岩山自然公園の老朽化した焼き肉施設の改築やグリーンハウスの改修など、観光・公園施設の環境整備を行い、利用客の利便性を高め、減少傾向にある交流人口の拡大を図っていきます。

また、昨年度から商工会が事

業主体で進めているサイクル

ツーリズムおよびマーケティングの開発を核とした「こうふく観光プロジェクト事業」に助成するほか、産業まつり・大津港大漁まつりなどのイベントを通して、本町物産のPRと観光開発を推進していきます。



健康で心ふれあう

まちづくり

子育て支援の充実

次代を担う子どもの健やかな成長を願い、豊頃町次世代育成行動計画に基づき、「こどもプラザとよころ」を核として、ニ

ズに応じた保育所運営や親子交

流事業を実施するほか、学童保育所、ことばの教室など、子どもたちが安心できる事業運営を引き続き行うとともに、本年4月から新しい施設で開所する大津保育所についても、通年運営を行う予定です。

また、子ども・子育て支援法が平成27年4月施行予定であることから、幼児・児童養育家庭のニーズ等を反映した「豊頃町子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定していきます。

高齢者福祉・介護の充実

高齢者対策では、自立して生き生きとした生活が送られるよう、第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、医療、介護、介護予防、生活支援等の各種サービスを、行政、地域、サービス提供事業者が相互に連携し取り組んできました。

同計画も本年度で計画期間が終了となることから、高齢者を対象に日常生活圏域ニーズ調査を行い、今後必要となる地域支援策等を把握し、これらを反映した第6期計画を策定していきます。

介護保険事業では、事業者である豊頃愛生協会や町社会福祉

協議会および民間事業者と連携を強化し、サービス提供体制の充実を図っていきます。

介護予防事業においては、要介護・要支援状態の抑制とともに、閉じこもりの防止を図るため、日常生活の改善や認知症予防教室など地域支援事業を推進していきます。

また、生活支援では、見守り・配食など在宅福祉サービスをはじめ、福祉タクシー乗車券・福祉灯油券の交付を継続していきます。

障がい者福祉の推進

障がい者福祉については、第2期障害者計画、第3期障害者福祉計画に基づき取り組みを進めてきましたが、両計画とも本年度で計画期間が終了となります。すべての障がい者が、障がいの種別、程度を問わず自らがその居住する場所を選択し、安心して生活を送ることができるよう、必要とする支援・サービスの提供基盤を整備するとともに、地域全体で支えるシステム構築に向け、関係団体と連携して支援する指針となる次期計画を策定していきます。

また、本年度は、十勝管内の身体障がい者が一堂に会し、ス

ポーツやレクリエーションを通

じて健康増進と親睦交流を深める「第47回十勝地区身体障がい者スポーツ大会」が本町を会場に開催されることとなっており、開催経費の助成や運営協力などの支援を行っていきます。

保健の充実

疾病の早期発見・健康維持の観点から各種健康診断を継続して実施しますが、本年度から新たに各種健診や保健事業に対する町民の関心を高め、自ら主体的に健康づくりに取り組み、増える医療費の抑制を図ることを目的とした「とよころ健康ポイント事業」を実施します。

また、健康づくりの基本となる歯の健康づくりを推進するため、歯科健診と各年齢層に応じた歯科健康学習など、正しい口腔管理知識の普及とともに、保育所や教育委員会と連携し、子どもたちの歯質強化を図るため、フッ化物洗口に継続して取り組みます。

次に、疾病予防対策として、高齢者のインフルエンザ予防接種、肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成や各小児ワクチンの接種料の無料化を継続します。次に、少子・核家族化の現状から、

妊娠・出産・養育期における子

育て世代の母親が抱く育児不安や孤立感を防ぐため、妊娠期からの仲間づくりや交流、相談機会の充実を図り、安心して子育てができるよう支援していきます。

また、不妊治療や妊婦健診費用への助成のほか、義務教育終了までの医療費無料化、小学校入学祝金の支給など、子育て家庭の負担軽減を継続して実施します。

次に、豊頃医院、大津診療所および豊頃歯科診療所は、疾病予防と医療サービスの拠点として重要な役割を担っています。

本年度は、豊頃医院の超音波画像診断装置（エコー）を更新し、医療サービスの充実を図っていきます。

躍動感あふれる人づくり

学校教育の充実と

生涯学習の推進

最初に、学校教育においては、学力や体力の向上とともに、郷土愛や人を思いやる心など、子どもたちの健やかな成長が育まれる教育環境の整備、充実に努



地域間交流の推進

姉妹都市との地域間交流については、町交流協議会と連携しながら積極的に取り組んでおり、本年度は国際姉妹都市であるサマールランド市に隔年で派遣

交流している中学生と合わせて

一般町民の訪問団を派遣するとともに、小学生の相馬市・滑川市との少年親善使節団の相互交流も、引き続き実施していきます。また、大震災から3年が経過した相馬市の復興支援については、昨年同様、全町民の取り組みとして相馬市の特産品の購入支援を実施し、風評被害に苦しむ相馬市の一助になればと願っているところす。

ふるさと会、誘致企業等との交流については、本町特産品のPRを含め物産販売活動を行うなど、相互の活性化が図れるよう、地域間交流の推進に努めていきます。

みんなが力を合わせる

まちづくり

町制施行50周年記念事業

記念事業を実施する方向で事業内容を検討しているところですが、この記念事業の一環として、「報徳のおしえ」に基づくまちづくりを更に推進するため、内定している平成27年度の全国報徳サミットの本町開催に向け、諸準備を進めていきます。

健全な行財政運営と

効率的な組織体制

本町の財政構造は、地方交付税を主としており、国の財政運営に大きく依存する一方、貴重な自主財源である町税が年々減少傾向にあります。

限られた自主財源である町税や各種使用料の収納率向上を図るため、庁内横断的に臨戸徴収に取り組み、町税の悪質滞納者には、十勝滞納整理機構への徴収委託など適正な対策を講じ、町税等の納入意識の高揚に努め



ていきます。

また、窓口業務において、現在、戸籍の電算化事業を進めており、昨年11月から一部供用を開始したほか、パスポートの申

協働のまちづくり

地域提案支援事業

請受付・交付業務の開始など、迅速な事務処理や窓口対応時間の短縮、住民の利便性と負担の軽減を図ってきました。

今後も第5次行政改革大綱に基づき、事務事業の改善や職員研修に積極的に取り組み、行政課題に的確に対応する職員の政策形成や実務能力向上を図るなど、行政サービスの充実に努めていきます。

また、広報・広聴については、読み易い広報紙面の工夫や町ホームページの各種基本情報の充実など、利便性の向上に努め、広く本町の情報を発信していきます。

予算等についてのお問合せは、役場総務課財政係まで

TEL (574) 2211
FAX (574) 3750

産業振興事業メニュー

事業名	事業内容	補助対象者	補助金額等
人育成事業			
事業者および後継者育成・従事者育成	事業に従事する者および後継者・従事者を育成するために行う次の内容に伴う経費への支援および助成 ①新技術、知識および資格の取得 ②資質向上の教育	①農林水産業、商工業事業を行う方 ②その他町長が認めた方	補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 30 万円以内 交付回数 同一事業者につき年 1 回
起業等支援事業			
新規起業支援	これまでに事業活動を行っていない方が、次に該当する場合に伴う経費への支援および助成 ①新たに事業を開始する場合 ②町外から移転して町内で事業を開始する場合	町内で起業しようとする方で、地域に密着した事業に取り組む方	補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 300 万円以内 交付回数 同一事業者につき年 1 回
異業種進出支援	すでに事業活動を行っている事業者が、経営基盤強化のため、町内で新たな分野での事業を開始する場合に伴う経費への支援および助成	①農林水産業、商工業事業を行う方 ②その他町長が認めた方	
新製品等開発支援	次の事業内容に伴う経費への支援および助成 ①新製品、新技術若しくは新サービスの開発、製品改良または生産方式等の改善に係る危機または設備の導入 ②基礎研究、試用試験その他の試験		補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 300 万円以内 交付回数 同一事業者につき年 1 回。ただし、同一事業を継続して行う場合は、最長 3 年まで補助。
販路開拓支援	販路開拓に伴う経費への支援および助成 ①展示会等の開催 ②展示会等への参加、出展 ③専門コンサルタントへの委託等		補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 150 万円以内 交付回数 同一事業者につき年 1 回。ただし、同一事業を継続して行う場合は、最長 3 年まで補助。
デザイン開発支援	新製品のデザイン開発または既製品デザインの改善をする場合に伴う経費への支援および助成		補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 50 万円以内 交付回数 同一事業者につき年 1 回。ただし、同一事業を継続して行う場合は、最長 3 年まで補助。
民有林植林奨励事業	町内の山林に植林する経費への助成	町内に住所ならびに土地を有する方	補助金額 1 ヘクタールあたり 5 万円以内 交付回数 ただし、1 年間の民有林植林奨励事業補助総額は 500 万円を限度とする。
商店街活性化事業 ※平成 26 年度新規追加メニュー			
店舗改修等支援	次に掲げる要件に該当し、町内に在する老朽化した店舗の改修又は移転費用の一部を助成 ①現在の店舗で事業を開始して 5 年が経過していること ②これまで豊頃町産業振興事業補助金を受けていないこと ③商工会に加入し、経営指導員の指導を受けていること ④改修又は移転完了後、5 年以上継続して営業すること	市街地において小売業又は飲食店事業を行う者	補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 300 万円以内 交付回数 同一事業者につき年 1 回。ただし、同一事業を継続して行う場合は、最長 3 年まで補助。

※この表に該当する事業において、町以外の国、道、その他団体から補助金等の交付を受ける場合については、当該補助対象経費から当該補助金等の交付額を減じた額を補助対象経費とする。

☆上記記載のほか、諸要件がございますので詳細はお問合せください。



事業者の方へ

消費税法改正のお知らせ

消費税（地方消費税を含む。）の税率が
平成 2 6 年 4 月 1 日から 8 % (※) になります

※平成 2 6 年 4 月 1 日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

平成 2 6 年 4 月 1 日を含む課税期間の消費税および地方消費税の確定申告書を作成するためには…

帳簿等において、課税取引を適用税率ごとに区分しておく必要があります。

総額表示義務の特例が設けられています

消費者向けの価格表示については、税込価格を表示（総額表示）することが義務付けられていますが、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示しなくてもよいとする特例が設けられました。

詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。

国税庁

検索

新しいメニューが追加になりました

豊頃町産業振興事業補助金

平成 26 年度産業振興事業の応募を受付します。

募集内容は次のとおりですので、新たな取り組みなどを計画されている方は、企画課町づくり推進係にご相談のうえご応募ください。

なお、事業が平成 27 年 3 月 31 日までに完了することが条件となりますので、ご注意ください。

また、平成 26 年度より新しいメニュー（商店街活性化事業）が追加となりました。

募集事業

- 人育成事業
- 新規起業支援または異業種進出支援
- 新製品等開発支援
- 販路開拓支援
- デザイン開発支援
- 商店街活性化事業 ※新規追加メニュー
- ※ 民有林植林奨励事業については森林組合からまとめて受け付けをしますので、個別の応募は不要です。

採択件数

平成 26 年度予算の範囲内

応募書類

事業の応募には計画書や収支予算書など書類の提出が必要です。

応募に必要な書類は、応募先・問合せ先である役場企画課に請求されるか、豊頃町のホームページからダウンロードして取得してください。

【必要な書類】

- ・豊頃町産業振興事業補助金申請事前審査要望書
- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・その他必要な書類（詳細は担当課にお問合わせ願います）

応募先・問合わせ先

役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216

産業振興事業とは

「産業振興事業」は農業・林業・水産業・商工業の事業者やこれから新たに起業しようとする方、ほかの産業に進出を考えている方、新製品や包装紙・パッケージのデザインを開発しようとする方、伐採跡地に植林する方、店舗を改修しようとする方などに補助金を交付し、支援する事業です。
補助事業の内容や補助金額などは左の表をご覧ください。

H26新規事業

豊頃町危険廃屋解体撤去事業補助金

豊頃町では、町民の安心安全の確保並びに町内の景観および住環境の向上を図るため、防災上住民の避難および周囲の建物等に危険を及ぼすおそれのある危険廃屋の解体・撤去にかかる経費について、最大 50 万円を補助します。

補助対象者

- 町内に存する危険廃屋の個人所有者
- 町内に存する危険廃屋の個人所有者から委任を受けた者
- 町内に存する危険廃屋の個人所有者の法定相続人の代表者
- 【注意】ただし市町村税等の滞納者、暴力団員は対象者となりません。

補助事業の対象範囲

- 地域住民の避難経路に敷地が接しているもしくは近隣の家屋等に直接被害が及ぶことが想定される範囲
- 【注意】主に居住地が密集している地域が対象です。

助成対象者

- 建築後おおむね 25 年以上が経過している個人が所有する危険廃屋
- 【注意】但し家屋等の建て替えを目的とするもの、公的補償費の対象となっている建物は対象となりません。

危険廃屋とは

現に居住その他の用に供しない個人が所有する建物（住宅「住宅等に付属する倉庫および自動車用車庫等を含む。」、物置および倉庫等をいう。）で、建築物が老朽化し壊れた破片が落下、飛散または騒音が発生するなど防災上周囲に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、積雪による落雪や倒壊によって近隣住民の生活環境に影響を与えることが危惧されるものをいう。

補助対象危険廃屋

- 町内の解体事業者による解体・撤去費
- 【注意】10㎡を超える建物を解体する際には町への建築除却届出が必要です。
- また、80㎡以上の建築物を解体する際には建築リサイクル法により道への届出が必要です。

補助対象になる経費

- 補助対象経費の 2 分の 1 以内で、最大 50 万円まで
- 【注意】ただし経費の上限単価は床面積1㎡あたり12,000円とし、補助対象者1人につき1回限りとします。

制度の有効期限

- 平成 31 年 3 月 31 日でこの制度の効力は失われます。

助成対象者

補助金交付にあたっては必ず事前に申請・審査が必要となり、工事着手後の申請は認められません。
詳細につきましては、豊頃町危険廃屋解体撤去事業補助金交付要綱に記載されていますので、まずは企画課町づくり推進係へご相談ください。

担当窓口・申請先

役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216 FAX (574) 2389

E-mail:kikaku@toyokoro.jp

H26新規事業

豊頃町民間賃貸住宅家賃助成金

豊頃町では、本町の活性化と定住人口の確保を目的に、町営住宅に入居できる収入でありながら、やむを得ず民間賃貸住宅に入居している方に対し、家賃の一部を助成します。

助成対象者

- 次のすべての要件を満たす方。
- (1) 登録された民間賃貸住宅に居住する町民の方
- (2) 自ら家賃を支払っている方
- (3) 町税等の滞納がない方
- (4) 入居期間が 3 月以上の方

助成対象外

- 次のいずれかに該当する方は助成対象者とはなりません。
- (1) 世帯全員の前年所得の合計額が次表の額を超える方

同居および扶養親族の数	給与所得の合算額（給与収入）
0 人	192 万円（250 万円）
1 人	227 万円（300 万円）
2 人	226 万円（350 万円）
3 人以上	306 万円（400 万円）

- (2) 本人および同一世帯員のいずれかが暴力団員である方

【注意】前年が学生等であって所得を証明する書類がない方は、当該年の給与等所得見込み額をもって、(1) を適用します。

助成内容

助成額の月額は、家賃の月額から 2 万円（住居手当等を受給されている方は 2 万円に受給月額を合算した額）を控除した額の 2 分の 1 の額（上限 2 万円）、千円未満の端数は切捨てします。

計算式

{家賃月額－（2 万円＋住居手当等の月額）} × 1/2（千円未満切捨て）

【注意】家賃には、管理費、共益費及び駐車場使用料など直接住宅の賃貸料と認められないものは含みません。

対象となる民間賃貸住宅

賃貸を目的として居住用に建設された建物で、賃貸住宅を経営されている事業主様からの登録申し込みがあった建物です。

【注意】登録には一定の要件が必要です。

番号	名称	所在地	連絡先	管理者	備考
①	ベルジュさくら	茂岩本町 75-1	0155 (23) 2032	(株) 登寿	単身用 8 戸
②	林棲荘（リンセイソウ）	中央新町 50-1	(574) 2337	丸信産業（株）	単身用 3・世帯用 2
③	ハスコート豊頃Ⅰ	茂岩末広町 120	0154 (42) 2511	(株) ハスコム	単身用 8 戸
④	ハスコート豊頃Ⅱ	茂岩末広町 122	0154 (42) 2511	(株) ハスコム	世帯用 4 戸
⑤	ベルジュ南町Ⅰ	豊頃南町 104-1	0155 (23) 2032	(株) 登寿	単身用 4 戸
⑥	ベルジュ南町Ⅱ	豊頃南町 104-1	0155 (23) 2032	(株) 登寿	世帯用 4 戸

制度開始日

- 平成 26 年 4 月 1 日以降の家賃から適用します。（通算 36 月分を上限とします。）
- なお、平成 29 年 3 月 31 日でこの制度の効力は失われます。

申請に必要な書類

- 助成金交付申請書
- 町税等の納入状況および住民登録状況等確認同意書
- 賃貸借契約書の写し
- 世帯全員の前年所得が確認できる書類（源泉徴収票の写し、確定申告書の写しまたは所得証明書など）
- 世帯全員の住宅手当およびそれに類する助成を受給している又は、受給していないことが確認できる書類（会社員の場合は雇用主の証明が必要）
- 家賃を支払ったことが確認できる書類

助成金交付の手続き

助成期間は、上半期分（4 月分～9 月分）と下半期分（10 月分～翌年 3 月分）の 2 期ごととしています。
申請期限は、上期分は 9 月 30 日まで、下期分は翌年 3 月 31 日までとなっています。申請後、町の交付決定がありましたら速やかにご請求いただき、指定の本人名義の口座に振込みします。

その他

助成申請にあたっては、基準日（上半期分：9 月 15 日、下半期分：3 月 15 日）が定められており、基準日において町民であることなど、いくつかの要件が設定されています。
詳細につきましては、豊頃町民間賃貸住宅家賃助成金交付要綱に記載されていますので、まずは企画課町づくり推進係へご相談ください。

担当窓口・申請先

役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216 FAX (574) 2389

E-mail:kikaku@toyokoro.jp

平成 26 年度町外通勤者助成金のご案内

町内に居住し町外へ通勤する若者（18 歳以上 30 歳以下の方）に月額 5 千円の豊頃町商品券を支給します。

☆ 次のすべての要件に該当する方

- ① 町内に居住し、町外の職場に通勤している方
- ② 昭和 58 年 4 月 2 日～平成 8 年 4 月 1 日生まれの方
- ③ 月 10 日以上町外通勤日数が 3 か月以上ある方
- ④ 通勤者および同居家族が町税その他町に対する債務を完納している方
- ⑤ 高等学校、専門学校、大学等に在学していないこと。

☆ 助成基準日

助成を受けようとする方は 9 月 15 日（上半期）、3 月 15 日（下半期）に対象要件を満たしていること。



☆ 助成金額

月額 5 千円分の豊頃町商品券を支給します。
ただし、通勤実績に応じて支給月数が変わります。

☆ 申請時期

上半期の申請は 9 月末日まで、下半期の申請は 3 月末日までの申請となります。

☆ 交付時期

上半期分・下半期分の助成金は、申請月の翌月までに交付します。
10 月（上半期分）4 月（下半期分）

※ 詳細については企画課町づくり推進係までお問い合わせください。

問合せ先 役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216

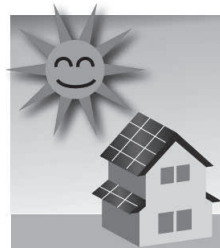
平成 26 年度豊頃町住宅用太陽光発電システム導入補助金のご案内

☆ 補助金を申請できる方

お住まいの住宅に太陽光発電システムを新たに設置する方で、町税を滞納していない方です。

☆ 補助対象となる太陽光発電システム

- ① 未使用のものに限ります（中古品は対象外）。
- ② 電力会社と電力受給契約を締結しなければなりません。
- ③ 省エネナビ等が設置されていなければなりません。
- ④ その他、詳細についてはお問い合わせください。



☆ 補助金の金額

太陽電池モジュールの公称最大出力 1kW あたり 5 万円（上限 20 万円）です。
例：公称最大出力が 3.5kW のシステムの場合、5 万円 /kW × 3.5kW = 17.5 万円です。

☆ 補助金を受けた方の義務

- ① 助成を受けた方には半年毎に運転状況の報告が義務付けられます。
- ② 助成を受けて設置された対象システムは、設置後 15 年間は処分できません。

☆ 国の補助

詳細は「太陽光発電普及拡大センター」にご相談ください。

経済産業省の補助金受付窓口
一般財団法人 太陽光発電協会 太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）☎ 043-239-6200
〒261-7112 千葉県千葉市美浜区中瀬 2-6-1 WBG マリブイースト 12F

※ 詳細については企画課町づくり推進係までお問い合わせください。

問合せ先 役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216

豊頃町定住促進等住宅取得補助事業のご案内

豊頃町では本町に定住する人口の確保を図るため、自ら居住するための住宅を**新築**もしくは**建替**をする方、または**中古住宅**を購入する方に対する支援措置として、補助金の交付を行います。
事業の期間は平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間です。

交付対象住宅

新 築	用地取得費を除く建築に係る費用が 700 万円以上で、居住部分の床面積が 70 平方メートル以上の住宅を新たに建てる場合
建 替	現に町内に住宅を有する者、またはその世帯員のいずれかが所有する住宅に居住している者が、居住部分の床面積が 70 平方メートル以上で、建築に係る費用が 700 万円（用地取得費を除く）以上の住宅を建てる場合
中古住宅	居住部分の床面積が 70 平方メートル以上で、過去に住居として使用された住宅。ただし、3 親等内の親族から購入する住宅は除く

補助金の額

区 分	事 業 内 容	補 助 金	
		現 金	豊頃町商品券
新 築	住宅新築補助金	80万円	20万円
	町内業者施工のときの増額補助金	50万円	—
	豊頃南町宅地分譲地建設のときの増額補助金	60万円	20万円
中 古	中古住宅購入補助金	30万円	20万円
	町内業者施工によるリフォームのときの増額補助金	50万円	20万円

- （1）建替の補助金額は、新築の 2 分の 1 相当額になります。
- （2）町内業者施工の増額補助金は、元請業者が町内業者である場合に限りま。
- （3）中古住宅購入補助金は、用地代金を除く購入価格の 20 パーセント以内、50 万円が限度です。
- （4）リフォームの増額補助金は、リフォームに要した額の 20 パーセント以内、70 万円が限度です。

補助金申請

補助金の交付を受けようとする方は、対象となる住宅に入居した日から 1 年以内に「豊頃町定住促進等住宅取得補助金交付申請書」に必要な書類を添えて町企画課へ提出してください。

また、中古住宅を取得し補助金の交付を受けようとする方は、正式申請の前に事前の届出書の提出が必要となります。

詳細については企画課町づくり推進係にお問合せください。

補助金の返還について

次の場合、当該補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金額の全部または一部の返還を命ずることがあります。

- （1）虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）申請後に同一世帯員のいずれかが、要綱に規定にする暴力団員であることが判明したとき。
- （3）住宅取得の日から 10 年未満で町外に転出し、もしくは町内転居したとき、またはその住宅を譲渡し、もしくは貸し付けたとき。

問合せ先 役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216

介護サービス利用の手続き

介護の申請ができる人

加齢・病気による体力の衰えや認知症などにより、日常生活に支障をきたし介護が必要となった65歳以上（第1号被保険者）の方。

40歳から64歳（第2号被保険者）までの方は、「特定疾病」によって介護が必要となったとき。

※特定疾病～認知症、パーキンソン病関連疾患、脳血管疾患、がん末期など16項目。

介護認定を受けるまでには

介護が必要となり、介護保険のサービスを利用するためには、「介護が必要な状態である」と認定される必要があります。

1 申請

役場福祉課で申請します。本人又は家族が行います

必要なものは・・・

①介護保険被保険者証と認印。

②かかりつけの「医療機関名」、「主治医の氏名」を控えてきてください。

2 認定調査

町職員（認定調査員）が自宅（入院中の方は病院）を訪問し、心身の状況について調査します。

3 主治医意見書

主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。

※意見書は町から主治医に直接依頼します。

4 認定審査会

認定調査の結果と医師の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家による「介護認定審査会」で審査され、介護の度合い（要介護状態区分）が判定されます。

要支援		要介護				
1	2	1	2	3	4	5
介護度低い		介護度高い				

5 結果通知

原則として申請から30日ほどで、認定結果通知書と、結果が記載された保険証が届きます。

※次回は介護サービスの利用のしかたを掲載します。

問合せ先

役場福祉課介護保険係 ☎ (574) 2214

「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」に関するお知らせ

臨時福祉給付金

★平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方々への負担を緩和するために、「臨時福祉給付金」を支給する予定です。

★支給対象者

平成26年度分市町村民税（均等割）が課税されない方が対象です。

ただし、次の場合は対象外です。

※ご自身を扶養している方が課税されている場合

※生活保護制度の被保護者となっている場合

★給付額は、給付対象者1人につき1万円です。

（ただし、支給対象者のうち高齢基礎年金等、児童扶養手当等の一定の年金、手当等の受給者は1人につき5千円を加算）

★平成26年1月1日時点で住民登録が行われている市町村から支給されます。

子育て世帯臨時特例給付金

★平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を受給している方に「子育て世帯臨時特例給付金」を支給する予定です。

★支給対象者

平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給し、かつ平成26年度の所得が児童手当の所得制限限度額未満の受給者

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

（収入額の目安）は給与収入のみで計算していますのでご注意ください。

（注）

○所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額（所得額ベース）は左記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

○扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、5人を超えた1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

★対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、次の児童は対象外です。

※「臨時福祉給付金」の対象となる児童

※生活保護制度の被保護者にあたる児童

《注意点》

※対象児童であれば、申請時に中学校を卒業している場合でも対象になります。

※平成26年1月1日以後に亡くなられた児童は対象外です。

★支給額は対象児童1人につき1万円です。

★平成26年1月1日時点で住民登録が行われている市町村から支給されます。

「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の搾取”にご注意ください。給付金が支給されることは決まっておりますが、住民の皆様からの申請を受け付ける段階ではありません。具体的な申請の方法などが決まり次第、速やかに広報いたします。

問合せ先

役場福祉課福祉係 ☎ (574) 2214

児童扶養手当・特別児童扶養手当のお知らせ

児童扶養手当

1 受給資格者

次の要件に当てはまる18歳以下の(18歳到達年度の末日)の児童(一定の障害があるときは、20歳未満)を監護している父・母・養育している方に支給されます。

①父母が婚姻を解消した児童 ②父又は母が死亡した児童 ③父又は母が重度の障害にある児童④母が婚姻しないで生まれた児童 ⑤父・母とも不明である児童 など

ただし、公的年金等を受けている場合や、父又は母の配偶者(内縁関係を含む)に養育されている場合などは手当を受けることができません。

また、請求者および扶養義務者の所得によって手当が支給されない場合もあります。

2 手当額(月額)

請求者の所得および児童数によって支給額が異なります。
4月、8月、12月に前月までの4か月分が支給されます。
平成26年4月改定月額

平成26年4月改定月額		
一部支給額	全部支給額	区分
41,010円～9,680円	41,020円	1人
上記+5,000円		2人
1人増につき+3,000円		3人目以降

※手当の支給を受けた方は自ら進んでその自立を図り、家庭生活の安定と向上に努めることが義務づけられています。

特別児童扶養手当

1 受給資格者

満20歳未満で精神または、身体に法律で定める障害のある児童を養育する父母または養育者
ただし、児童が障害を理由とする年金給付を受けている場合や、福祉施設に入所している場合は手当を受けることができません。

2 手当額(平成26年4月改定月額)

1級 49,900円
2級 33,230円
4月、8月、11月に前月までの4か月分(11月については当月まで)が支給されます。
※詳細については福祉課福祉係までお問い合わせください。

平成26年4月からの水道料金・下水道使用料の改定のお知らせ

平素より本町の水道・下水道事業にご理解をいただき心より感謝申し上げます。
さて本年4月1日より消費税が5%から8%に改正されるのに伴い水道料金・下水道使用料も下表のとおり消費税分の改正となりましたのでお知らせいたします。

4月分の水道料金・下水道使用料の基本料金は新料金、超過料金は旧料金で計算します。

例) 4月分(4月の基本料金+3月の超過料金) 一般用 使用水量 12tの場合
水道(基本料金) 2,160円(新料金)+(超過料金) 240円(旧料金)×4t=3,120円
下水道(基本料金) 1,230円(新料金)+(超過料金) 160円(旧料金)×4t=1,870円

4月からの水道料金

料 金 用 途	基本料金(1か月)		超過料金 (1㎡につき)
	水量	料金	
一般用	1戸8㎡まで	2,100円→2,160円	22㎡以下 240円→247円 23～292㎡以下 190円→195円 293㎡以上 170円→174円
営業用 (飲食店・理美容室・食品製造・ガソリンスタンド等)	1戸15㎡まで	4,080円→4,190円	85㎡以下 260円→267円 86㎡以上 240円→247円
団体用 (事務所・事業所等)	1戸15㎡まで	4,080円→4,190円	290円→299円
工業用 (水産加工業・クリーニング業等)	1戸50㎡まで	7,800円→8,020円	50㎡以下 260円→267円 51㎡以上 240円→247円
定期利用場用 (農業・漁業経営等で季節的に使用)	1戸100㎡まで	22,800円→23,450円	220円→226円
臨時給水用 (工事等で使用)	1戸50㎡まで	8,400円→8,640円	150円→154円
収容施設用 (公衆浴場・特別養護老人ホーム等)	1戸100㎡まで	10,800円→11,100円	80円→83円
集会場用 (行政区が所有または管理する集会施設)	1戸50㎡まで	7,200円→7,400円	240円→247円

※集会場用の「基本料金(1か月)」を「基本料金(1か年)」に読み替える。

4月からの下水道使用料

料 金 用 途	基本料金(1か月)		超過料金 (1㎡につき)
	汚水量	料金	
一般用	1戸8㎡まで	1,200円→1,230円	160円→165円
収容施設用	1戸100㎡まで	5,000円→5,140円	50円→51円

※問い合わせ質問等は下記までお願いいたします。

問合せ先 役場福祉課福祉係 ☎(574) 2214

問合せ先 役場施設課水道係、下水道係 ☎(574) 2215

▽児童扶養手当・特別児童扶養手当のお知らせ
広報とよころ
役場だより

▽平成26年4月からの水道料金・下水道使用料の改定のお知らせ
広報とよころ
役場だより

支援内容のお知らせ 豊頃町子育て支援センター

地域の子育て家庭における育児不安などについての相談指導、育児支援や子育てサークル活動を行う人の育成・支援等を行います。楽しい育児ができるように、子どもたちと育児中のお母さん、これからお母さんになる方を応援します。



子育て相談

子育てに関する不安や心配事など困ったときには、お気軽にご相談ください。保健師・栄養士・歯科衛生士・支援センター指導員などが相談に応じます。

《相談時間》
月曜日～金曜日（9：00～17：00）

一時保育

保護者が仕事や病院で通院、看病、リフレッシュ等により家庭でお子さんを見ることができない場合に一時的にお子さんを預かります。（有料）
《対象年齢》 満1歳から小学校就学前の町内に住所を有する健康な幼児

《開設日および保育時間》
月曜日～金曜日（8：30～16：30）
土曜日（8：30～12：00）

子育て情報の提供

わんぱく便りの発行。わんぱく広場の時間を利用し保健師・栄養士・歯科衛生士等の子育て講座・講演会などを開催します。

《講座開催》 年6回程度

のびのび広場

発達を促すために小集団で遊んだり、育児相談を実施します。

赤ちゃん広場

乳児（1歳6か月未満）を持つ親とその子が安心して遊べ、お母さん同士が子育てについて気軽におしゃべり出来る広場です。平成25年度より現在妊娠している方も対象になりました。是非、参加して下さい。

《開催時間》
年17回 10：00～12：00
（日程については広報にてその都度お知らせします。）

わんぱく広場

子育て中の親子が自由に遊び、交流を深める広場です。また、月1回、発育測定や離乳食教室や七夕まつりやクリスマス会など季節ごとに楽しいイベントも行っています。読み聞かせ、英会話、リサイクルの日なども実施しています。

《開催時間》
毎週木曜日（10：00～12：00）

子育てサークル支援

自主的な子育てサークルのお手伝いをします。

親子交流室

親子や友達同士で気軽に遊べる部屋です。お茶の用意もしています。

《開放時間》
月曜日～金曜日
（9：00～12：00・13：00～16：00）

- ☑ 乳幼児およびその父母、または祖父母、養育者 現在妊娠中の方
☑ こどもプラザとよころ（わんぱく広場で月1回に行われる発育測定は保健センターで行います）
☑ 利用を希望する方は、支援センター備え付けの利用申込書を提出してください。

問合せ先

子育て支援センター ☎（574）3932

平成26年度 介護保険料額と納付方法のお知らせ

豊頃町の基準保険料額 月額 4,664 円

○あなたの介護保険料は？

基準保険料額をもとに、本人と世帯員の町民税の課税状況や本人の所得金額に応じて保険料が決定されます。平成26年度の保険料額は下記のとおり算出されます。

平成26年度 介護保険料額

所得段階	対象者	基準額	調整率	保険料額
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方	月額 4,664 円	× 0.5	27,900 円 / 年
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入＋合計所得が80万円以下の方		× 0.5	27,900 円 / 年
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入＋合計所得が80万円を超えて120万円以下の方		× 0.62	34,700 円 / 年
	世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入＋合計所得が120万円を超える方		× 0.75	41,900 円 / 年
第4段階	世帯に町民税課税者がいるが、本人は非課税で、本人の年金収入＋合計所得が80万円以下の方		× 0.87	48,600 円 / 年
	世帯に町民税課税者がいるが、本人は非課税で、本人の年金収入＋合計所得が80万円を超える方		× 1.0	55,900 円 / 年
第5段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が125万円以下の方		× 1.12	62,600 円 / 年
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が125万円を超えて190万円未満の方		× 1.25	69,900 円 / 年
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が190万円以上の方		× 1.5	83,900 円 / 年

※年金収入 町民税の課税対象となる年金の収入です（障害年金・遺族年金は含まれません）。

※合計所得 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。

介護保険料の納付方法

<特別徴収と普通徴収>

年金が年額18万円以上の方は、保険料が年金から天引き（特別徴収）されます。

徴収額は、4・6・8月には前年度2月（平成26年2月）の保険料額をもとに仮に算定した保険料を納め（仮徴収）、10・12・2月は平成26年度町民税の課税状況から算定した保険料から仮徴収分を除いた額を納めます（本徴収）。

また、年金が年額18万円未満の方は、役場から送付する納付書により、役場窓口や口座振替で納めます（普通徴収）。

普通徴収の方は、口座振替にすると納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。

納付書が届きましたら、同封の「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、送付してください。

<こんな時は普通徴収になります>

年金が年額18万円以上の方は、本来特別徴収により納めますが、次のような場合には一定期間、普通徴収により納めることとなります。

- ・年度途中で65歳になったとき
- ・他の市町村から転入したとき
- ・年金支給が一時差し止めになったとき
- ・前年度2月（平成26年2月）に保険料が天引きされていないとき など



問合せ先

役場福祉課介護保険係 ☎（574）2214

過去 2 年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ

～ 国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます ～

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。平成 26 年 4 月からは、申請時点の 2 年 1 か月前の月分まで申請ができるようになります。

【申請方法は】

住民課戸籍年金係または年金事務所に申請してください。

※必要な添付書類など、詳しくは、下記の申請先までお問い合わせください。

◇ご注意ください◇

- 2 年 1 か月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。
- 申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

問合せ先

帯広年金事務所（帯広市西 1 条南 1 丁目） ☎ 0155（25）8113
役場住民課戸籍年金係 ☎（574）2213

車検期間延長のためにご協力ください

現在、1 年毎に車検を実施している農業用貨物自動車の車検の有効期間を 2 年間とするために、十勝全域で総合特区制度を活用し、車検期間の延長が可能か、データを収集して検討に活用する取組み「車検期間の延長」が 4 月 1 日から開始されました。

十勝農業の振興のため、農業者皆様のご協力をお願いします。

○概要

要件を満たす農業用貨物自動車が市町村の指定を受け、指定された点検整備を行い安全が確認されれば、車検期間が 1 年延長され、データ収集に活用されます。

○自動車の主な指定要件

- ・ 使用者 認定農業者（構成員含む）
- ・ 対象車両 車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満の自家用貨物自動車
- ・ 走行距離 年間 1 万キロメートル以下

○手続き

- ・ 自動車の指定申請・指定書の交付
場所 豊頃町役場産業課農政係
時期 対象車両の車検有効期間満了の 1 か月前の日から満了日まで。
必要書類 車検証、点検整備記録簿、農業経営改善計画認定書、印鑑
- ・ 点検・整備
指定された整備工場（指定点検整備事業者）で、定められた点検・整備を実施、点検整備済証の交付を受けます。
- ・ 車検伸長の申請
整備工場（指定点検整備事業者）で手続きの代行が可能です。

○留意事項

- ・ 認定農業者でなくなったり異なる経営体に譲渡した場合などに、指定取消となり、新たに車検を受けなければならない場合があります。
- ・ 車検伸長のための費用は、通常車検と変わりません。
- ・ 市町村が毎年、指定要件の適合状況を確認しますので、ご協力をお願いします。

問合せ先

役場産業課農政係 ☎（574）2217

国民年金からのお知らせ

国民年金学生納付特例制度をご存知ですか？

20 歳以上であれば学生の方も国民年金に加入しなければなりません。しかしほとんどの学生は所得がありませんので、国民年金に加入しても保険料を納めることが困難です。そこで学生本人の所得が一定額以下である方が社会人になってから保険料を納めることができる学生納付特例制度があります。

※ 平成 25 年中の所得基準

118 万円＋（扶養親族数× 38 万円）＋社会保険料控除等

◆ 申請手続きが必要です・・・

学生納付特例制度を利用するには、申請をして承認を受ける必要があります。

「国民年金保険料学生納付特例申請書」に必要事項を記入のうえ、役場住民課戸籍年金係に提出して下さい。

手続きに必要なもの

- ① 年金手帳
- ② 印鑑
- ③ 在学証明書または学生証の写し
- ④ 源泉徴収票、確定申告書等の写し
(学生本人に所得がある場合)
- ⑤ 雇用保険被保険者離職者証、雇用保険受給資格者証の写し
(失業したことにより学生納付特例の申請を行う場合)

◆ 承認を受けると・・・

学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態には障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます。

学生納付特例期間は老齢基礎年金の受給資格要件には算入されますが、年金額には反映されません。

10 年以内であれば保険料をさかのぼって納める（追納）ことができますので、満額の老齢基礎年金を受けるためにも、卒業したら忘れずに追納してください。

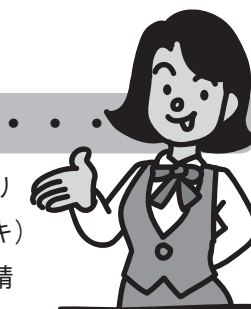
なお、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3 年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

◆ 平成 26 年度も引き続き学生納付特例を希望する方へ・・・

学生納付特例は、前年の所得を確認して決定されますので、毎年度申請が必要となります。前年度に承認された方で本年度も同じ学校に在学される方には、申請書（ハガキ）が日本年金機構から送付されますので、必要事項を記入の上、返送することにより申請を行うことができます。（在学証明書、学生証の写しの添付不要）

ただし、在学される学校等に変更のある方はこの申請書で申請することはできません。

※ 平成 26 年 4 月から学生納付特例を受けるためには 5 月末日までに手続きしてください。





第28回カラオケチャリティショー



3月2日、える夢館で「第28回豊頃町カラオケチャリティショー」が開催されました。

このカラオケショーは、豊頃町カラオケ連合会が主催し毎年恒例となっているもので、町内のほか帯広市、幕別町、池田町、浦幌町など近隣からの参加者が自慢の声を披露しました。

カラオケショーの後、阿寒町出身の菊地澄子さんによるゲスト歌謡ショーが行われ、集まった観客は楽しい1日を過ごしました。

第19回町民ミニバレーボール大会



3月8日、第19回町民ミニバレーボール大会（豊頃町ミニバレー協会主催）が町総合体育館で開催されました。大会には12チームが参加し、熱戦を繰り広げました。優勝は「パパ」チーム（千葉浩行さん、佐藤友美さん、横尾尚子さん、桐山奈津紀さん）。準優勝は「ボンド」チーム（庄司智也さん、鈴木雄大さん、高橋智紀さん、井下慎吾さん）。3位は「玉さんとゆかいな仲間たち」チーム（玉川忠成さん、鳴海傳さん、山口美由紀さん、後藤正美さん）でした。

第45回豊頃町少年剣道大会



3月2日、第45回豊頃町少年剣道大会（豊頃剣道連盟主催）が豊頃小学校体育館で開催されました。大会では、学年別の個人戦や父母らも参加して少年団と親睦を図る親子剣道大会も行われました。個人戦の結果は次のとおり。
【小学生四年生以下男子の部】
（優勝）長瀬歩太（準優勝）多田剣士（3位）濱野永弥
【小学生四年生以下女子の部】
（優勝）遠藤令菜（準優勝）多田菜央
【小学生高学年の部】
（優勝）佐々木楓（準優勝）松原奈穂（3位）長瀬飛和
【最優秀選手賞（中村八郎杯）】多田菜央

卒業記念会食会



3月4日、える夢館でこの春小学校を卒業する町内の6年生39人を対象に「卒業記念会食」が行われました。

卒業生を代表して茂岩小学校の高木翔太くんが、「作ってくれた人に感謝しながら、いっぱい食べましょう」と挨拶し会食が始まり、バイキング形式で並んだ鮭ザンギやエビフライ、フルーツパフェなどの豪華な料理をお腹一杯食べていました。

3月7日には豊頃中学校の卒業生21名を対象にした会食会が行われ、会食後、卒業生を代表して井下茜さんが「小学校1年生からいままで学んだ食の大切さをこれからに生かしていきたいと思います」と卒業にあたっての抱負をのべました。



(敬称略)

スポーツ賞	
工藤聖太	第95回全国高等学校野球選手権大会 北北海道大会「優勝」
松井友汰	第63回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー 競技選手権大会 男子1500m「5位」 男子1000m「6位」
少年文化賞	
山崎姫菜	第81回全国書画展覧会 書の部「金賞」
スポーツ奨励賞	
桂井那津未	第31回十勝支部高等学校テニス選手権大会兼第53回 北海道高等学校テニス選手権大会十勝支部予選会 個人女子シングルス「優勝」ほか
武内知里	平成25年度第64回北海道高等学校女子ソフトボ ール選手権大会兼全国高等学校総合体育大会全道 予選十勝支部予選会「優勝」
松崎翔	第66回北海道高等学校スケート競技・アイスホッ ケー競技選手権大会 男子5000m「6位」 男子10000m「7位」
少年文化奨励賞	
伊井田彩花	「いじめ・ネットトラブル根絶！メッセージコンク ール」いじめの根絶部門標語 「北海道教育委員会優秀賞」
少年スポーツ奨励賞	
田頭菜緒	第35回十勝地区空手道選手権大会 中学生女子個人組手「優勝」
松崎樹	第44回北海道中学校スケート・アイスホッケー大会 男子5000m「3位」 男子3000m「6位」
川村鈴治	第35回十勝地区空手道選手権大会 中学生男子個人組手「優勝」ほか
角田陸哉	第39回全十勝小学校陸上競技大会 4年男子ソフトボール投「第1位」
豊頃中学校女子ソフトボール部	
島桃子・田頭菜緒・森さくら・門なつみ 渡辺りお・平田野乃佳・山本ひより・後藤柚月 高木なつみ・武隈涼風・田頭胡桃・袴田唯夏	第41回北海道中学校ソフトボール大会「第3位」

平成25年度文化賞・スポーツ賞



平成25年度豊頃町文化賞・スポーツ賞表彰式が、3月7日、える夢館で行われ、スポーツ、文化活動に優秀な成績を収めた方、またその分野の振興に功績のあった方など11個人1団体が表彰を受けました。

前川教育委員長から「おめでとうございます」の言葉とともに記念の盾やメダルが手渡され、「さらに研さんし、本町の発展にご尽力を」と激励の言葉が贈られました。

また、受賞者を代表して工藤聖太さんが「本日、このような栄誉ある賞を受賞するにあたり、関係各位には感謝します。これからも感謝の心を忘れずにがんばってまいります」と謝辞を述べました。

平成25年度豊寿大学卒業・修了式 20人が卒業



3月10日、える夢館で平成25年度豊寿大学卒業・修了式が行われ、9学科20人に卒業証書が、69人に修了証が贈られました。

4年間の課程を履修した卒業生が登壇し、大学長の菅原教育長から「卒業おめでとうございます」の言葉とともに手渡された卒業証書をしっかりと受け取りました。

卒業・修了生を代表して、林俊雄自治会長は「大学生活で得た多くの知識とこれまでの経験を生かし、地域や町の発展に微力ながら貢献できるよう努力し、健康で長生きを実現させていくためにも益々元気で頑張ります」と謝辞を述べました。

平成25年度豊寿大学卒業生

文 学 科	前 川 瞳
舞 踊 科	渡辺美千代 岡本フサ子
民 謡 科	原 田 静 子
手 芸 科	吉村トシ子 田 村 繁 子
書 道 科	塩 川 智 子 高 橋 政 一 高 田 芳 子
器 楽 科	青木ヤヨエ 原田喜代子 種 川 靖 子
写 真 科	福井美枝子 樫 木 敬 子
声 楽 科	青 田 敬 子 相 澤 道 代 松 井 貞 子
園 芸 科	井 下 君 雄 按 田 ツ サ
社交ダンス科	佐 久 間 愛 子



「大は小を積んで大となる」

「二宮翁夜話」には、日常の生活に生かせる教訓が含まれています。それは、小さなことをいい加減にする者は、大きなことも必ずできないということです。



八つの掟に見られる小さな積み上げがこのような結果を生み出したのではと思われました。部員の練習する姿が目につくかぶようでした。

もう一つは、同中学校のソフトボール部が十勝大会を勝ち上がり、全道大会で3位という輝かしい結果でした。

ここまで勝ち上がるということは並大抵の練習と努力ではないでしょう。

この二つのこと以外にも、「報徳のおしえ」が今に息づいている日常の多くの出来事があると思います。

「掟」に書かれていることを一つ一つ積み上げていることの集大成として、える夢館で、同大とのジョイントコンサートが開催され、息のあった素晴らしい演奏が披露されました。

桐朋学園大学の教授の田宮堅二氏を中心に、吹奏楽コンクールで演奏する楽曲の演奏の基本を洗い直してくれたようです。同氏によると、「教えたことが先輩から後輩へ引き継がれ、積み重ねができていく」とのことでした。

同校の公開ブログにある「吹奏楽部の八つの掟」というのが目に留まりました。



学校生活を豊かにする
知恵の言葉！

吹奏楽部 八つの掟
一 親しき仲にも礼儀あり
二 あいさつと握手を
三 きちんきちん
四 時間を守るべし
五 わからぬことは
六 できぬことを克己
七 楽は命
八 向上心を持つべし

SisterCity Summerland Review

アンナさんが姉妹都市サマーランド市の新聞「サマーランドレビュー」の記事を紹介します。



Bobsleigh team crashes

For Summerland's Justin Kripps and his teammates in the four-man bobsleigh competition, the 2014 Winter Olympics in Sochi, Russia was ruined by a crash. "I was shocked when my face Smashed into the ice." The speed at the time was 129km an hour. "There's lots to come from us in the next few years and on to 2018 Winter Olympics."



ボブスレーチーム転倒

4人乗りボブスレー大会でのサマーランドのジャスティンクリップスと彼のチームにとって、ロシアのソチでの冬季オリンピックは、事故によって台無しにされた。「私の顔が氷に打ちつけられたとき、私はショックを受けました」。その時のスピードは時速129kmにも上ります。「ここ数年で、そして2018年の冬季オリンピックにむけて我々に起こることはたくさんある」。

脳の萎縮と脳機能

豊頃医院院長 八重柏政宏



インターネット利用者必見

インターネット利用者のトラブルが全国的に相次いで発生しており、豊頃町においても例外ではありません。

インターネットを利用する方々は、トラブルに巻き込まれるよう十分注意してください。

- むやみにアクセスしない
- 利用規約をしっかりと読む
- パソコンや携帯電話をお子様利用されているご家庭は、インターネットのアクセス状況をこまめに確認する。
- 携帯電話等のサイト利用にともなう会員登録は、個人情報を自分でもらしていることになりうることを念頭に



警察官採用試験受験者募集中！

警察官という仕事に興味はあるけど、ボクには勤まらないよなあ・・・と思っているそこにキミ！大丈夫！警察官になるために一番必要なのは「正しい心を持っている」ことです。興味がある方は気軽に警察署または、最寄りの駐在所にお越しください。申込書の配布は、開始されています。

受付期間 4月16日（水）まで

- ① 認知症の脳は壊れて（萎縮）いる
今回は脳の機能と認知症に関する説明をします。認知症は以前は老年痴呆といわれていました。年を取って脳がおかしくなってしまうといった精神病になったかのように考えられていました。認知症と精神病は脳の機能異常という点では共通しますが、決定的に違うのは精神病では脳の構造は保たれていますが脳の働きが暴走して脳機能異常が起きているということです。それに対して認知症は主に老人性の変化で脳が壊れてしまい脳機能異常を起こすことによって発病します。
- ② 認知症では脳の萎縮と機能異常が起きている
認知症の患者さんの脳を（CTやMRIで調べると）多くの場合脳の萎縮（脳が縮む現象）が見られます。そのため脳が萎縮することによって認知症になったと考えがちです。しかしながら脳が著明に萎縮していても認知症となっていない老人や、萎縮がほとんど認められなくても認知症になっている患者さんもみられます。このように脳の萎縮と認知症がストレートに結びつかない事例もしばしば見られます。

どうしてこのようなことが起こるか簡単に説明します。少しややこしい話になりますが、脳は脳細胞とそこから伸びて他の脳細胞と関係を結ぶこと（シナプスを作るといいます）ネットワーク状の構造となっています。こ

のネットワークが複雑な回路を作ることで脳に入ってくる視覚や聴覚などの感覚情報や記憶や思考などの情報を処理しています。コンピュータに例えれば脳には複雑な電気回路がたくさんあって我々の必要な情報処理をしていると考えるとわかりやすいでしょう。

脳が壊れ萎縮してくるとコンピュータの回路が切れて太い回路が細くなって来るような現象が起きます。回路が細くなっても回路の中に電線が少しでも通っていれば情報の処理はできますが、処理能力や情報をメモリーする能力（記憶力）は低下しますし、完全に切れるとその部分の脳機能を失ってしまいます。また脳の回路同士を結ぶ神経伝達物質の機能異常も見られ情報がきちんと処理できなくなってしまうことがあります。脳内の電線がさび付いて情報がきちんと処理できなくなることもしばしばあります。このように認知症では脳組織が壊れるのと同時に機能異常も同時に起きることによって様々な症状が出現します。

駐在だより
はるにれ
～みんなで築こう 安全で安心な大地～
http://www.ikedo-syo.police.pref.hokkaido.jp

池田警察署 572-0110
茂岩駐在所 574-2013
豊頃駐在所 574-2151
大津駐在所 575-2002

作成：若松佑一

～新入学（園）児童の交通事故防止～

～ボクらには 一番お手本 パパママ～

さて、いよいよ新入学シーズンです。

真新しいランドセルを背負って元気に登下校する姿は、子どもを持つ親ばかりでなく町民みんなの心を癒す宝物であります。

そこで、愛らしく貴重な子どもたちの安全を守るためにも、私たち大人一人ひとりが交通ルールをきちんと守り、子どもたちが安心して歩けるように努めましょう。



特に小さなお子様がいる父母の皆様は、ご家庭でも交通安全指導を行うとともに、子どもの手本となるよう日ごろから交通ルールを守るようにしてください。

一般書

みさおとふくまる さよなら、こんにちは
／伊原美代子



おばあちゃんと白ねこの日常を
切り取った写真集。
淡々と過ぎ行く日々は、大切な
時間だと気づかせてくれる一冊。

星座の見つけ方と神話がわかる星空図鑑 ／永田美絵
猫の飼い方・しつけ方 ／成美堂出版
手づくりする木のカトラリー ／西川栄明
ヨーロッパの画像 神話・伝説とおとぎ話 ／海野弘

・小 説・

駅物語 ／朱野帰子
2. 4 3 清陰高校男子バレー部 ／壁井ユカコ
蛇行する月 ／桜木紫乃

児童書

ねこたちのてんごく
／シンシア・アイラント



ねこたちはここから旅立ったら遠く
彼方の「ねこたちのてんごく」
に行く。
そしてときどき大好きだったひと
たちを見ている…猫が大好きな人
と読みたい絵本。

図書館のトリセツ ／福本友美子
ぼくたちはなぜ、学校へ行くのか。 ／石井光太

上記は新刊図書の一部です。
予約やリクエストも受け付けておりますので、お気軽
にお問合せください。

今月のオススメ

おにいちゃんといもうと

／シャーロット・ゾロトウ



どこの家庭にもあるよくある話
です。小さな妹にちょっかいを
ださずにいられないお兄ちゃん。
からかわれた妹はお兄ちゃん
の他愛ないうそを真に受け泣
き出してしまいます。ある日の
こと妹が夢中になって遊んでい
ると、いつものようにお兄ちゃん
がやってきて妹をからかいました。
でも今日は少し違っていま
す。そうして2人の関係は変
化を見せ始めるのです。お兄
ちゃんはいつもどんな気持ち
だったのでしょうか…。(角田)



展示のスペースを大きくしました。
もっと楽しめるスペースになるように頑張り
ます！

図書館の本で
作ってみました



第58回
プラバンでスローチ作り
今回、参考にした本は
型紙をなぞって焼くだけでできる
スパンアクセサリー／福家聡子

懐かしのプラバンで
アクセサリーを作る



プラバン、ポスカ、型紙な
どを用意します。



型紙の上にプラバンを貼り
ます。



2枚を合わせてハサミで切
り抜きます。



切り抜いたプラバンを気
に入った模様の上に置いて固
定します。



マスキングテープなどで貼
りつけると跡が残らなくて
ラクですよ！

休館日のお知らせ

	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	5
4月	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30			

※灰色の部分が休館日です
※●で囲んである部分がバス運行日です

みんなの
図書館

郷土文芸誌「河口」
第27号が完成しました
豊頃町にあった水力発電の歴史や若
かり頃の思い出話、俳句や小説などが掲
載されています。豊頃町の歴史を改めて
考えさせてくれる作品が多く、その時代
を知らない若い世代の方にも共感できる
作品ばかりです。
4月1日より無料配布を開始します。
数に限りがあります
すので、お早目に
お越しください。



返し忘れの本は
ありませんか？

図書館で借りたままの本はありません
か？
お電話一本で貸出の延長などができま
すお問い合わせください。



今月の展示

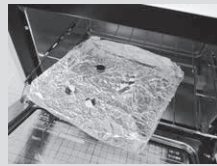
あたたかい季節がやってき
ますね。ご自身でワンピース
やスカートを作ってみるのは
いかがでしょう。入学入園の
準備でカバンを作った方も多
いはず。今度は図書館の本を
使って自分のお気に入りをつ
くってみませんか？ 小さい
展示には消しゴムはんこの本
を展示します。自分の手づく
りで春をむかえましょう。



ポスカで模様に合わせて色
を塗ります。



波型を2色で色付け。



オーブントースターを時間
通りに温めてプラバンを熱
します。



小さくなって固くなったプ
ラバンに金具を付けて…



完成です！

子どもの頃にプラバン
で遊んだことがある方も
多いと思います。そ
のプラバンを使って簡単に可愛く思い通りのデ
ザインでブローチやイヤリングが作れるって素
敵だと思いませんか？ お母さんと娘さんでお
そろいのブローチもかわいいと思います。ぜひ
楽しんでみてください。

役場だより 4月

役場だより 一見方一 日=日時 所=会場 対=対象 定=定員 料=費用 申=申込み 問=問合せ 電=電話 FAX=ファックス E=Eメール HP=ホームページ

- 募集

P32 社会福祉法人豊頃社会福祉協議会職員募集

P32 平成 26 年度豊寿大学生を募集します

P32 国税専門官募集

P32 『みんなで創る文化・スポーツ公（講）演支援事業』補助制度をご活用ください

P33 スポーツ安全保険に加入しませんか？

P33 郷土文芸誌『河口』第 38 号の原稿を募集します

●子育て

P33 ことばの教室（子ども発達支援センター）

P33 わんぱく広場においでください

P34 乳幼児・1.6 歳児・3 歳児健診のお知らせ

P34 赤ちゃん広場においでください

●福祉

P34 家族介護用品支給申請受付

P34 平成 26 年 4 月からペースメーカーや人工関節等を入れた方に対する身体障害者手帳の認定基準が変わります

P34 紙おむつ無料回収シールを支給します

●生活・環境

P34 人権相談・行政相談

P35 4 月 20 日（日）～ 30 日（水）春の全道火災予防運動

P35 消費生活相談
- P35 女性のための人権なんでも相談所開設

P36 春の全国交通安全運動
～ 4 月 6 日（日）から 15 日（火）まで

P36 運転免許更新時講習

P36 畜犬取締り・野犬掃とうの実施

P36 畜犬登録および狂犬病予防注射を行います

●その他

P37 住宅用火災警報器の購入に助成します

P37 生活環境を守ろう！ほ場における農作物残さ等の処理

P37 平成 26 年度世帯主名簿を作成します

P37 公用車売払いのお知らせ

P38 大切な森林を火災から守ろう
4 月 25 日～ 5 月 25 日まで無煙期間

P38 有害鳥獣の駆除をします

★告知★

P35 4・5 月の保健のお知らせ

P37 小中学校等修学旅行交付金

P37 高等学校等就学助成金

P38 4 月の『ほっとサロン』

P38 町有バス運休のお知らせ

P39 休日救急診療当番医について

P39 豊頃医院・歯科診療所『休診日のお知らせ』

P39 お誕生・おくやみ・寄附

主 な 施 設 の 行 事 予 定

■える夢館内 問教育課社会教育係 ☎ (579) 5801 FAX (579) 5803			
開催日	行事名	会場	内 容
4 月 6 日（日）	陽だまりコンサート	はるにれホール	開演 13：30 コーラスえる夢
4 月 17 日（木）	運転免許更新時講習	視聴覚室	優良 13：15 ～ 違反 14：15 ～
4 月 21 日（月）	豊寿大学	はるにれホール	入学・開講式 10：00 ～

■はるにれ通りギャラリー（える夢館内） 問教育課社会教育係 ☎ (579) 5801 FAX (579) 5803		
開催日	事業名	内 容
～ 4 月 30 日（水）	草間栄子書道展	思い出をたどり、懐かしい頃の作品をご覧ください。

■総合体育館 問総合体育館 ☎FAX (574) 2480			
月日・期間	対象施設	事 由	備 考
4 月 1 日（火）	アリーナ全面	テニス練習のため一般開放はできません。	9：00～17：00 その他施設は利用できます。
4 月 30 日（水）	全館	終日休館日	火曜日、祝日（昭和の日）振替休館日
5 月 2 日（金） ～ 5 日（月）	アリーナ全面	バドミントン練習のため一般開放はできません。	9：00～17：00 その他施設は利用できます。
○休館日について～祝日の翌日は、終日完全休館となります。 ○毎週月曜日の開館時間について、9：00～12：00、13：00～17：00 の時間に限り使用できます。 ○月例行事予定の詳細は、総合体育館 1 階ロビーに掲示していますので、詳細についてはお問合せください。 ○体育館をご利用の際は、上靴をご持参ください。 ○アリーナ使用後はモップで清掃してください。			



豊寿文芸

茂岩俳句会

雛飾り一人暮らしの娘を思う
長崎 あけみ
春うらら園児とつくる握り飯
大崎 和子
靴跡の消えゆく速さ春の雪
松井 テル子
春光のほしいまなり文を書く
牧野 ユキ
春嵐唸りを上げて過ぎてゆく
関本 民一
天のものの地のもの眩し春の風邪
中屋 吟月

ボロシリの峰を残して原吹雪く
早川 義英
輝を弾くや猫の静電気
青木 公範
お留守番酸味の強き冬苺
佐藤 しげ子
紙雛を折りて並べて一人膳
堀川 富子
五段雛日焼け気味なり奥座敷
上田 知子
寒鴉出勤するのかが皆西へ
前川 ひとみ
鼻眼鏡子牛のネンネコ縫う女
新保 幸子
列をなす春のカラフルアドバルン
保科 保男
田舎には田舎の暮らし春炬燵
楽山 せつ子
啓蟄や虫たちはまだ夢の中
福井 一浩
一夜さの庭の山脈猛吹雪
佐藤 通彦

役場の人事異動を実施しました。

3月31日付

退職

▽住民課長、吉村進▽企画課参事、鈴木茂▽教育委員会主幹、下野正▽子育て支援所管理係主任、富田和子

4月1日付

人事異動（町長部局）

▽住民課長（教育課長） 柄崎明久▽総務課長補佐兼総務係長兼契約係長（総務課長補佐兼契約係長） 矢野利治▽大津支所長（子育て支援所主幹兼管理係長兼子育て支援係長） 小林倫男▽住民課長補佐兼生活環境係長（産業課長補佐兼農政係長 廣澤行位▽子育て支援所主幹兼管理係長兼子育て支援係長（大津支所長） 櫻庭勝彦▽総務課財政係長（総務課総務係長） 熊谷雅美▽産業課農政係長（総務課財政係長 按田武▽施設課水道係主任兼下水道係主任（教育課学校教育係主任） 加藤寿史▽総務課付主任（総務課付主査） 寺本恭啓▽福祉課健康係主任（福祉課主査） 牧野美香子▽東十勝消防事務組合出向（住民課長補佐兼生活環境係） 佐藤則仁▽豊頃町教育委員会出向（産業課林政係主任兼土地改良係主任 菅野正文

新規採用

▽産業課主事、速水孝徳▽総務課主事、鈴木郁也▽豊頃町教育委員会出向、藤田運也

人事異動（教育委員会）

▽教育課長（教育課長補佐） 富田秀樹▽教育課車両係長（教育課体育振興係長） 門栄▽教育課体育振興係長（産業課林政係主任兼土地改良係主任） 菅野正文▽教育課主事（新規採用） 藤田運也

東十勝消防事務組合豊頃消防署人事

3月31日付

退職

▽消防署長、中野稔▽副署長、里麻俊一▽警防係兼機械係、吉田恵一

4月1日付

人事異動

▽消防指令長・消防署長（町住民課課長補佐） 佐藤則仁▽機械係長事務取扱を解く（警防課長兼機械係長） 小林輝彰▽消防司令補・警防課機械係長（警防課機械係主任兼警防係主任） 矢能守▽警防課救急係主任兼警防係主任（警防課救急係主任兼警防係 高橋慎二

【見方①】

日=日時 所=会場 対=対象 定=定員 料=費用 申=申込み 問=問合せ

【見方②】

電=電話 FAX=ファックス E=Eメール HP=ホームページ

募集

社会福祉法人 豊頃社会福祉協議会 職員募集

社会福祉法人豊頃町社会福祉協議会では職員を募集しています。

【募集職種】

①福祉事務員（正職員）1名

要件▽普通自動車運転免許を有し、福祉に関する資格取得者および勤務経験者優遇

②訪問介護員（臨時・準職員・登録）若干名

要件▽普通自動車運転免許を有し、介護福祉士または介護職員初任者研修修了者（ホームヘルパー2級）いずれかの資格取得者または取得見込みの者

【処遇】

賃金▽当協議会給与規定にもとづく

勤務▽週5日勤務8時30分～17時15分

週休2日（訪問介護員については土曜日および祝日勤務あり）

保健▽社会保険、厚生年金、雇用保険加入

その他詳細につきましては下記事務局までお問い合わせください。

【採用方法】

小論文・面接試験

【受付期間】

平成26年4月10日まで

【申込方法】

履歴書および資格証明書（写）を、当協議会事務局まで郵送またはご持参ください。

問 申 5313

中川郡豊頃町茂岩栄町107番地19

豊頃町保健センター内

社会福祉法人 豊頃町社会福祉協議会

☎ 3143

平成26年度豊寿大学生を募集します

豊寿大学は高齢者の方々の仲間づくり、生きがいづくりの場です。

皆さんの入学をお待ちしています。

【豊寿大学の内容】

町内に在住する概ね60歳以上の方

日▽学習日Ⅱ毎月1回（月曜日）

▽学習時間Ⅱ午前10時から

所える夢館

送迎バス▽学習日は送迎バスを運行します。

学習内容▽一般教養・選択教科（クラブ活動）Ⅱ舞踊科・写真科・書道科・

社交ダンス科・文学科（俳句、短歌、短い文章等）・手芸科（リボンフラワー等）・器楽科（楽器の演奏）・声楽科（カラオケ）のうち1教科を選択し、専門的に学習します。

※修学旅行（1泊2日）

定1教科25人

※5人以下の場合休講となります。

自治会費Ⅱ2500円（保険料等）

【入学・開講式】

日4月21日（月）10時～

所える夢館はるにれホール

留意事項▽昼食をご持参ください。

申入学を希望される方は4月11日（木）

までに、教育課社会教育係 ☎ 579

5801 FAX 579 5803へお申込み

ください。

国税専門官募集

札幌国税局では、国税局や税務署に

において、税のスペシャリストとして活躍する国税専門官を募集しています。

平成26年度の採用試験の概要は、次のとおりです。

【受験資格】

①昭和59年4月2日から平成5年4月

1日生まれの人

②平成5年4月2日以降生まれの者で

大学を卒業したなど別に定める者

【申込受付期間】

①インターネット

4月1日（火）9時～4月14日（月）

【受信有効】

申込専用アドレス http://www.

jinji-shiken.go.jp/juken.html

②郵送または持参

4月1日（火）～4月2日（水）（通信日付印有効）

（注）原則として、インターネット

申込みをご利用ください。

第1次試験【基礎能力試験、専門試験

（多肢選択式および記述式）

子育て

ことばの教室
（子ども発達支援センター）

発達が心配なお子さんや、ことばや

行動が気になるお子さんのあるがまま

の状況をうけとめ寄り添いながら、個別

指導によりお子さんが本来持っている

力を引き出す手助けをします。

子ども発達支援センターとして指定

されていますので「年齢と比べてお

しゃべりが遅い」「発音に誤りがある、

ことばがつまる」「耳の聞こえが悪い」

「友達とうまく遊べない」「感情がうまく

コントロールできない」など、お子

さんの発達について心配なことがあり

ましたらお気軽にご相談ください。

乳幼児や1.6歳児、3歳児健診および

教育相談の結果、通室が必要とされた

児童

日 月 金曜日 9時～17時

※1時間単位とし、週2回までの個別

指導

所 子どものプラザとよころ2階（ことば

の教室）

指導員▽ことばの教室指導員

申相談を希望される保護者の方は、支

援センター（子どもプラザとよころ内）

☎ 574 39332へ、ご連絡ください。

わんぱく広場においでください

子ども同士やお母さん同士の交流を

目的としています。

育児に関する相談にも応じますので、

お気軽に参加してください。

日 10時～12時

日 程	場 所	内 容	備 考
4月3日（木）	保健センター	発育測定、自由遊び 離乳食試食（11:00～）	母子手帳を持参してください。
4月10日（木）	こどもプラザとよころ	自由遊び 手遊び	たっぷり、自由遊びを楽しめます。
4月17日（木）		こいのぼり作り 手遊び	簡単に作れるこいのぼり をお子さんと一緒に作って みませんか？
4月24日（木）		自由遊び 手遊び	たっぷり、自由遊びを楽しめます。
5月1日（木）	保健センター	発育測定、自由遊び 離乳食試食（11:00～）	母子手帳を持参してください。

問 子どものプラザとよころ ☎ 574 39332

乳幼児・1.6歳児・3歳児
健診のお知らせ

☎5月13日（火）
所保健センター
※無料
内容▽身体計測、問診、診察、歯科健診、各種相談

内容	受付	対 象	持ち物
3・4 か月児	13:00 ～	平成25年12月12日～ 平成26年 2月13日生	・母子手帳 ・アンケート用紙 ※新生児訪問時にお渡ししています。
7・8 か月児		平成25年 8月12日～ 平成25年10月13日生	
11・12か月児		平成25年4月12日～ 平成25年6月13日生	
1歳6 か月児	13:30 ～	平成24年 9月12日～ 平成24年11月13日生	・母子手帳 ・歯ブラシ ・当日の尿 ・アンケート用紙 ※対象児に郵送します。
3歳児		平成23年3月12日～ 平成23年5月13日生	

※ご不明な点がありましたら、保健師までご相談ください。

赤ちゃん広場においでください

乳児（1歳6か月未満）を持つ親とその子が安心して遊べ、お母さん同士が子育てについて気軽にしゃべりできる広場です。
☎4月9日（水）23日（水） 10時～12時
所子どもプラザとよこ
☎1歳6か月未満児（平成24年10月1日

4月20日（日）～30日（水）
春の全道火災予防運動

【統一標語】

消すまでは 心の警報 ONのまま
大切な命を火災から守るため、次の住宅防火対策をしましょう。
また、火災予防運動期間中、防火意識の高揚のため、午前7時から30秒間サイレンを吹鳴します。
《3つの習慣》
▽寝タバコは絶対にやめる。
▽ストーブは、燃えやすい物から離れた位置で使用する。
▽ガスコンロ、天ぷら鍋のそばを離れるときは、必ず火を消す。

《4つの対策》

▽逃げ遅れを防ぐため、住宅用消火器を必ず設置しましょう。
▽火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置しましょう。
▽カーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用しましょう。
▽高齢者や身体の不自由な人を守るために、近隣所で協力しましょう。

問豊頃消防署 ☎(574) 23110

消費者生活相談

架空請求や悪質な訪問販売、様々な立場を利用した振り込め詐欺などの相談にご利用ください。
時間が経つと不利になることもあり



福祉

家族介護用品支給申請受付

在宅介護にかかわる費用負担の軽減を目的として、「家族介護用品支給事業」を実施します。
該当する方で、支給を希望する場合は、次により申請してください。
☎▽介護保険の要介護認定（4または5）を受けている在宅高齢者を介護している町民税非課税世帯の家族
対象介護用品▽紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなどで、在宅介護に必要な用品に限りです。
支給方法▽年額7万5000円を限度として「家族介護用品券」を交付しますので、券を介護用品取扱店に持参することにより、券に記載された金額分の介護用品の支給を受けることができます。
介護用品取扱店▽新生堂薬房（茂岩本町）▽ファッションプラザやまぐち（茂

女性のための人権なんでも相談所開設

帯広人権擁護委員協議会、釧路地方法務局帯広支局および帯広市では、人権に関する悩みごとや困りごとについて、解決の糸口が見つからず困っている女性のために、「女性のための人権なんでも相談所」を定期的に開設しています。
夫やパートナーからの暴力、職場におけるセクハラや男女差別、離婚や相続に関する問題などで困っている方は一度相談に来てみませんか？
相談は女性の人権擁護委員を中心に無料でお受けし、秘密は厳守します。
☎①4月23日（水）②7月23日（水）
③9月24日（水）④11月26日（水）
受付時間▽13時～15時30分
所とかちプラザ 1階大集会室（帯広市西4条南13丁目1）
※当日の相談は女性の方のみとさせていただきます。

問帯広人権擁護委員協議会 竹内 釧路地方法務局帯広支局 林

岩本町）▽（有）坂口商店（茂岩本町）
▽とよこ調剤薬局（茂岩栄町）
☎該当者で支給を希望する方は、役場福祉課介護保険係 ☎(574) 2214へ申請してください。

平成26年4月からペースメーカーや人工関節等を入れた方に対する身体障害者手帳の認定基準が変わります
医療技術の進歩により、ペースメーカー等を入れても大きな障害がなく日常生活を送ることができる方が多くなったことにより、平成26年4月から身体障害者手帳の認定基準を見直すこととなりました。
ただし、平成26年3月末までに診断書・意見書が作成された方のうち、同年6月末までに申請された場合、従来の基準で認定されます。
※詳細については、福祉課福祉係までお問い合わせください。

紙おむつ無料回収シールを支給します

在宅で紙おむつを常時使用している方の介護者に、紙おむつ排出時の無料回収専用シールを支給します。
☎▽在宅で常時紙おむつを使用している介護保険の要介護3～5の方の介護者▽在宅で寝たきり状態にあり、常時紙おむつを使用している身体障害者手帳1～2級所持者の介護者
支給枚数▽年間96枚

生活・環境

人権相談・行政相談

【人権相談】
☎4月10日（木） 13時30分～16時
所役場1階会議室
基本的な人権が脅かされた場合、救済などの相談にご利用ください。
相談員▽内山 寛氏▽鳥宮 慶法氏▽河村 葉子氏
【特設行政相談】
☎4月10日（木） 10時～11時30分
所大津地域コミュニティセンター
【定例行政相談】
☎4月10日（木） 13時30分～16時
所役場1階会議室
役所の仕事について納得できないこと、ご意見ご要望などがあれば、お気軽にお立ち寄りください。
相談委員▽石邑 良雄氏（豊頃旭町154） ☎(574) 2356
備考▽釧路行政評価分室でも相談を受け付けています。『行政苦情110番』 ☎0570・090110
問役場住民課生活環境係 ☎(574) 2213

4・5月の保健のお知らせ

こども

4月の予定

■予防接種

○四種混合、BCG、麻しん・風しん混合（1期）、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、ポリオ

5月の予定

■乳幼児・1.6歳児・

3歳児健診 (5/13)

※詳細はP 35をご覧ください。

■フッ素塗布 (5/28)

※詳細は、ほけんガイドでご確認ください。

対象者、時間・場所、料金などの詳細は、4月配付の『ほけんガイド』をご覧ください。

『平成26年度 版ほけんガイド』を配布します
今事業年度予定している予防接種や検診など、保健に関することが掲載されております。
1年間大切に保管してご利用ください。



『ほけんガイド』は1世帯1部の配布としますが、複数必要な場合は福祉課健康係までお問い合わせください。

問役場福祉課健康係 ☎(574) 2214

高等学校等就学助成金

高等学校・特別支援学校高等部等に就学している生徒の保護者に対し、月額5千円の助成金を交付します。

中学校等を卒業または修了後、引き続き3年間を限度に、対象の生徒が下宿等で本町に住まなくても保護者が居住していれば助成対象となります。

また、定時制や通信制の学校でも助成対象となります。

豊頃中学校の卒業生等、教育委員会で把握している保護者へは、4月中旬に申請書用紙を送付いたしますが、転入等で申請書用紙が届かない方については、教育委員会へお知らせください。

詳しくは、町教育委員会教育課学校教育係(579)5801問合せてください。

高校生活を
楽しもうね！



小中学校等修学旅行交付金

小中学校等の修学旅行費に対し、本町に居住する保護者を対象に小学校第6学年1万円、中学校第3学年2万円を交付します。

要保護・準要保護就学援助、特別支援教育就学援助対象者は、当該制度より援助がありますので本交付金の対象とはなりません。

町内の小中学校に通学する児童生徒については、学校において手続きを行います。

特別支援学校小・中学部等に通学している児童生徒については、保護者が教育委員会で手続きを行う必要があります。修学旅行出発日の20日前までに手続きしてください。

詳しくは、教育委員会教育課学校教育係(579)5801へお問合せください。

修学旅行
楽しみ♪



運転免許更新時講習

新生活を充実したものにするために「安全第一」、なかでももっとも身近な「交通安全」の大切さについて、家族みんなですっかり確認し「交通安全」を心がけましょう。

豊頃町畜犬取締および野犬掃とう条例に基づき、次のとおり野犬掃とうを実施します。

期間▽4月1日(火)～9月30日(火)

区域▽町内全域

方法▽麻酔銃・捕獲・薬殺

注意▽期間中、つながれていない犬はすべて野犬とみなされ処分の対象となりますので、2m以内の鎖でつなぐか、檻で飼うようお願いします。また、日ごろから犬が放れることのないよう、首輪や檻の扉などの点検をしましょう。

問役場住民課生活環境係 ☎(574)2213

春の全国交通安全運動
～4月6日(日)から15日(火)まで

春は新入学児童や新社会人はもちろん、みんなが期待に胸を膨らませて新生活をスタートさせる季節です。しかし、穏やかな気候のために気が緩む春は、交通事故への警戒心も薄れがちで、高齢者や子どもたちの交通事故が増えています。

高齢者、子どもを見たら

注意モード運転！

参考～町外実施会場
畜犬取締り・野犬掃とうの実施

会 場	日 時
池田会場 (西部地域コミセン) 池田町字利別東町12-11 ☎(579)2138	4月8日(火) 5月13日(火) 違反 10:00 優良 13:00 一般 13:40 初回 14:50(4月のみ)
浦幌会場 (中央公民館) 浦幌町字桜町15番地5 ☎(576)3095	5月9日(金) 優良 13:30 違反 14:30

注) 十勝池田警察署管内

畜犬登録および狂犬病予防注射を行います

平成26年度畜犬登録・狂犬病予防注射を次の日程で実施しますので、畜犬

講習予定は6月5日(木)です。

【畜犬登録・狂犬病予防注射の日程】

5月12日(月)		
中央新町	児童公園	9:00～9:30
豊頃南町	旧豊頃駐在所前	9:40～10:00
豊頃旭町	JR豊頃駅前	10:10～10:20
豊頃佐々田町	旧豊頃小前	10:30～10:40
十弗宝町	町営住宅前	11:00～11:05
十弗宝町	JR十弗駅前	11:10～11:20
茂岩新和町	茂岩神社前	11:45～11:55
茂岩本町	杉村商店前	13:00～13:10
茂岩末広町	永井誠司宅前	13:20～13:30
茂岩末広町	末広近隣センター前	13:40～14:00
茂岩栄町	保健センター駐車場	14:10～14:30
大津寿町	大津駐在所前	15:00～15:10
大津元町	大津開村50年記念碑前	15:20～15:30
大津幸町	大津支所前	15:40～15:50

5月13日(火)		
十弗・北栄・育素多・上幌岡・下幌岡		9:00～
豊頃・礼文内		13:10～

5月14日(水)		
牛首別・二宮東区・二宮中央区		9:00～
二宮西区・湧洞・長節・旅来・茂岩南区		13:10～

5月15日(木)		
二里塚・平和・統内・礼作別		9:00～
下農野牛・農野牛		13:10～

飼育者(生後91日以上の犬の飼育者)は、最寄りの実施場所ですべて受けてください。

なお、農村地区の登録済飼育者については「巡回個別日程表」を送付しますので、日時を確認し在宅願います。

また、当日不在の方は最寄りの場所、または十勝農業共済組合東部事業所で受けてください。

【料金(1頭につき)】

▽注射料金は3110円です。

▽登録済の犬に注射料3110円

【注意】

①平成26年4月1日施行の消費税の改定により、注射料金が3040円から3110円に変更となります。お間違えのないようにご注意ください。

②この登録と予防注射は、狂犬病予防法に基づき実施しています。受けられない飼育者は法律により処罰されることがありますので、必ず受けてください。

③登録は犬の生涯で1度ですが、登録事項変更(死亡・不明・所有者住所の変更等)が生じたときは、速やかに役場住民課へ届け出てください。

問役場住民課生活環境係 ☎(574)2213

▽未登録の犬に注射料3110円、登録料3000円

【注意】

①平成26年4月1日施行の消費税の改定により、注射料金が3040円から3110円に変更となります。お間違えのないようにご注意ください。

②この登録と予防注射は、狂犬病予防法に基づき実施しています。受けられない飼育者は法律により処罰されることがありますので、必ず受けてください。

③登録は犬の生涯で1度ですが、登録事項変更(死亡・不明・所有者住所の変更等)が生じたときは、速やかに役場住民課へ届け出てください。

問役場住民課生活環境係 ☎(574)2213

その他

住宅用火災警報器の購入に助成します

消防法の改正により、住宅の寝室等への火災警報装置の設置が義務付けられています。

町では、町民税非課税で65歳以上のひとり暮らしの方に、住宅用火災警報器の購入費の一部(購入金額の2分の1、限度額3000円とする)を助成します。

問詳細は、役場福祉課福祉係 ☎(574)2214にお問合せください。

生活環境を守るう！
ほ場における農作物残さ等の処理

野焼きを行っていた農業者が焼死するという事故が過去発生しています。地域の生活環境を守るため、ほ場の適正な管理をお願いします。

■野焼き行為は原則禁止されています。「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」についても、焼却のすべてを是認するものではありません。

十勝ブランドのイメージダウンにもつながりかねない残さ物の適正処理について、皆さんのご協力をお願いします。

問役場産業課農政係 ☎(574)2217

平成26年度
世帯主名簿を作成します

町内行政区区長事務費算定のため、世帯主名簿(平成26年4月1日現在)を作成しますので、区長文書で回覧される世帯主名簿への世帯主名および世帯人数の記入にご協力ください。

問役場企画課町づくり推進係 ☎(574)2216

公用車売払いのお知らせ

入札の日時▽4月10日(木)午前9時30分

所役場正面玄関前

売払車両▽トヨタハイラックス(帯広)400す 267 1台

平成3年式 2770CC ディーゼル 走行距離▽168201km(3月13日現在)

車検満了日▽平成26年4月17日

売払条件

①入札対象者は町内に住所を有し、町税および町使用料を滞納していない方。

②入札終了後に契約の締結・引渡しを行います。物件は現状のまま引き渡すこととし、物件受領後、速やかに所有者変更等の手続きをしてください。

③入札者は印鑑を持参してください。

問役場施設課 ☎(574)2215

休日救急診療当番医について

当番医制度は、あくまでも「急病患者さん」のためのものです。いわゆる「夜間診療所」という意味での当番医制度ではありません。

～急病についての問合せ先～

◆発熱や腹痛などの初期救急が必要なとき、受診できる医療機関をお知らせします。

【帯広市急病テレホンセンター】

☎ 0155-26-1099（フリーダイヤル）

▽年中無休・24時間対応

【北海道救急医療情報案内センター】

☎ 0120-20-8699（フリーダイヤル）

☎ 011-221-8699（携帯電話/PHS）

HP <http://www.qq.pref.hokkaido.jp/>

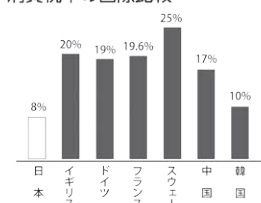
▽年中無休・24時間対応

問 豊頃消防署 ☎ (574) 2310



4月から
8%

消費税率の国際比較



※アメリカでは、州・都・市により小売売上税が課されています。

あなたの医療・年金・介護・子育てを守るため、消費税のご負担をお願いします。

今回の消費税率引き上げ分は全て医療・年金などにあてられます。



豊頃医院・歯科診療所『休診日のお知らせ』

●日曜祝日、土曜日（第2・第4）は、休診日です。
4月は12日、26日が休診日です。

☆夜間診療日のお知らせ☆

●豊頃医院：毎週火曜日
※17:00～19:00(18:30受付終了)
●歯科診療所：毎週水曜日
※事前予約が必要になります。

■お誕生（2月20日～3月19日届出分）

名 前	性別	親	住 所
ハマノ 濱野 叶夢 くん	男	健蔵・こずえ	中央新町

■おくやみ（2月20日～3月19日届出分）

名 前	年齢	死亡年月日	住 所
福田 春妃 さん	10歳	26.2.25	北栄

■寄附

【社会福祉協議会寄附分】

北栄	福田 真之 様	社会福祉増進のため
ECO!エコ!もったいない運動 廃品回収の換金分を社会福祉増進のため		
豊頃町カラオケ連合会 会長 福西誠一 様	カラオケチャリティーショー収益金を社会福祉増進のため	
JA 豊頃町女性部 部長 鈴木慶子 様	フリーマーケット収益金を社会福祉増進のため	
第9回豊寿大学・生涯教室実行委員会 様	収益金の一部を 社会福祉増進のため	
(茂岩フラワー教室、豊寿大学手芸科、工房アン、こだわりの店はらっぱ、織物サークル綾の会、婦人交通安全友の会、バティス・ブレイル～そら～、連合婦人会、工房うさぎ、工房みみずく)		

のほっとサロン

各サロン利用料 100 円 ※昼食提供やイベント時は増額の場合もあります。

ほっとサロン茂岩

☎ 4月2日（水）・16日（水）・5月7日（水）
所 4月から保健センターに変わります
13:00～16:00

※茂岩市街でしたら送迎いたしますので必要な方は申込み願います。

ほっとサロン豊頃

☎ 4月11日（金）・5月9日（金）
所 豊頃コミセン 9:30～15:00

ほっとサロン大津

☎ 4月23日（水）
所 大津コミセン 10:30～15:00

問 社会福祉協議会 ☎ (574) 3143

大切な森林を火災から守ろう
4月25日～5月25日まで無煙期間

昨年は、道内で12件発生し、約6ヘクタールの森林が焼失しています。豊かな明るい町づくりのため、大切な森林を火災から守りましょう。

■林野火災予防のために、4月25日から5月25日までを「無煙期間」とし、全町内一切火入れすることはできません。

■無煙期間以外で、火入れをするときは届出が必要で、火入れ箇所により届出先が異なります。

○山林（地拵）Ⅱ役場産業課林政係へ
○その他（排水路等）Ⅱ豊頃消防署へ
【留意事項】生活環境の悪化が懸念される箇所での火入れはご遠慮ください。▽強風注意報、異常乾燥注意報、火災警報が発令の場合、火入れはできません。

【山に入るとき注意！】

山菜採り、ハイキング、魚釣り等のため入林するときは、管理者（道有林は十勝森づくりセンター、町有林は役場産業課、民有林は森林所有者）の許可を受けてから入林してください。なお、入林に際しては、たばこの吸殻等、火気の取扱いに細心の注意をお願いします。

【ヒグマに注意！】

近年、本町でもヒグマが多数発見されており、特にこの時期は冬眠から覚

有害鳥獣の駆除をします

猟友会の協力により有害鳥獣の駆除を実施しますので、有害鳥獣による被害でお困りの方はご連絡ください。

【シカ】

駆除期間▽4月1日（火）～5月31日（土）

【キツネ】

駆除方法▽銃器

区域▽町内一円

【カラス・ドバト】

駆除期間▽4月1日（火）～5月31日（土）

駆除方法▽銃器・はこわな

区域▽町内一円

【カラス・ドバト】

駆除期間▽4月1日（火）～5月31日（土）

駆除方法▽銃器

区域▽町内一円

【カラス・ドバト】

※駆除区域は銃猟禁止区域を除く。

※駆除実施に際し、やむをえず農地等個人の所有地に猟友会の駆除車両が進入することがありますが、ご協力をお願いします。

申 役場産業課林政係 ☎ (574) 2217

町有バス運休のお知らせ

学校の春休みに伴い4月7日（月）まで次の便を運休します。

◎二宮線
全線運休

◎大津線

①便 大 津 7:03 発 ⇒ 豊頃駅
③便 豊頃駅 16:01 発 ⇒ 大 津

問 役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213

日	月	火	水	木	金	土
30	31 える夢館・図書館休館日	4/1 仏滅	2 ほっとサロン茂岩 13:00〔ふ〕 P38	3 わんぱく広場 10:00〔保〕 P33	4 先勝	5 友引
6 先負	7 える夢館・図書館休館日 四種混合 15:00〔医〕 P35	8 大安	9 赤ちゃん広場 10:00〔こ〕 P34 麻しん・風しん混合 1期 15:00〔医〕 P35 献血 10:00〔こ〕	10 先負 わんぱく広場 10:00〔こ〕 P33 人権相談・行政相談 13:30〔役〕 P34 特設人権相談 10:00〔大〕 P34	11 友引 平成26年度豊寿大学入学申込締切 P32 ほっとサロン豊頃 9:30〔豊〕 P38	12 先負 豊頃医院・歯科診療所休診日
13 仏滅	14 える夢館・図書館休館日 ヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチン 15:00〔医〕 P35	15 赤口 消費生活相談 11:00〔役〕 P35	16 先勝 ほっとサロン茂岩 13:00〔ふ〕 P38	17 友引 わんぱく広場 10:00〔こ〕 P33 運転免許更新時講習 13:15〔え〕 P36	18 先負	19 仏滅
20 大安	21 える夢館・図書館休館日 平成26年度豊寿大学入学・開講式 10:00〔え〕 P32 四種混合 15:00〔医〕 P35	22 先勝	23 友引 赤ちゃん広場 10:00〔こ〕 P34 ほっとサロン大津 10:30〔大〕 P38 BCG 15:00〔医〕 P35	24 先負 わんぱく広場 10:00〔こ〕 P33	25 仏滅	26 大安 豊頃医院・歯科診療所休診日
27 赤口	28 える夢館・図書館休館日 ヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチン 15:00〔医〕 P35	29 仏滅 昭和の日	30 大安 総合体育館終日休館日 える夢館・図書館休館日	5/1 赤口 わんぱく広場 10:00〔保〕 P33	2 先勝	3 友引 憲法記念日
4 先負 みどりの日	5 仏滅 こどもの日	6 大安	施設凡例 〔役〕 役場庁舎 ☎ (574)2211 〔え〕 える夢館 ☎ (579)5801 〔こ〕 こどもプラザとよころ ☎ (574)3931 〔保〕 保健センター ☎ (574)3141 〔体〕 総合体育館 ☎ (574)2480 〔ふ〕 ふれ愛プラザ ☎ (574)2080 〔医〕 豊頃医院 ☎ (574)2020 〔豊〕 豊頃コミュニティセンター ☎ (574)3358 〔大〕 大津コミュニティセンター ☎ (575)2413			

茂岩山自然公園各施設がオープン!

森林公園

【利用期間】4月26日(土)～11月3日(月)

バンガロー		日帰り	宿泊
	A (8人用)	2,500円	5,000円
	B (6人用)	2,000円	4,000円
	C (3人用)	1,500円	3,000円
キャンプ場	1人1夜	高校生以下 小・中学生	300円 200円
寝具	1式1日(マット・毛布・枕)		600円
炊事兼焼肉施設 (バーベキュー)	1人1回	高校生以上	100円

☎ 役場施設課施設管理係 ☎ (574) 2215

茂岩山グリーンハウス

【利用期間】4月26日(土)～11月3日(月)

○スポーツをした後の休憩所としてご利用ください。テニス用ラケットやボールは無料で貸出します。

テニスコート	1面1時間	600円
サイクリングコース用自転車	1台2時間	300円

※テニスコートに入る場合は原則としてテニスシューズ(運動靴可)を履いてください。

☎ 役場施設課施設管理係 ☎ (574) 2215

森林公園管理棟(陶芸教室)

管理等 利用料金 (中学生以下無料)	施設利用料	1人1日	200円
	年間利用料	1人年間	20,000円

※年間利用券は、4月1日(火)から、役場施設課(3階)または大津支所で購入できます。

☎ 役場施設課施設管理係 ☎ (574) 2215

茂岩山パークゴルフ場

【利用期間】4月26日(土)～11月3日(月)

パークゴルフ場 利用料金	1人1日	町内個人	無料
		町外個人	無料
	シーズン券	町民1人	廃止
	用具一式(ボール、クラブ)		無料

☎ 役場施設課施設管理係 ☎ (574) 2215

木工芸体験施設

【利用期間】4月 火～金曜日

【使用時間】9:00～12:00および13:00～16:00

※祝日・年末年始、機械整備等をする日休館します。

木工芸館 利用料金 (中学生以下無料)	施設 使用料	午前1人(3時間以内)	100円
		午後1人(3時間以内)	100円
	ろくろ 使用料	午前1人(3時間以内)	100円
		午後1人(3時間以内)	100円

☎ 役場施設課施設管理係 ☎ (574) 2215

